

市 会 議 案

平成30年2月定例会(平成30年2月19日提出)

名 古 屋 市

目 次

平成30年第56号議案	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正について	1頁
平成30年第57号議案	名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について	3頁
平成30年第58号議案	病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について	5頁
平成30年第59号議案	名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について	13頁
平成30年第60号議案	名古屋市建築基準法施行条例等の一部改正について	15頁
平成30年第61号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	21頁
平成30年第62号議案	名古屋市営住宅条例の一部改正について	27頁
平成30年第70号議案	契約の締結について	43頁
平成30年第71号議案	契約の締結について	45頁
平成30年第72号議案	契約の締結について	47頁
平成30年第73号議案	契約の締結について	49頁
平成30年第74号議案	契約の締結について	51頁
平成30年第75号議案	訴えの提起について	53頁
平成30年第76号議案	損害賠償の額の決定について	59頁
平成30年第77号議案	町の区域の変更について	61頁
平成30年第78号議案	土地区画整理に伴う町の区域の設定及び変更について	63頁
平成30年第79号議案	土地区画整理に伴う町の区域の変更について	67頁
平成30年第80号議案	市道路線の認定及び廃止について	71頁
平成30年第81号議案	整備計画の変更に対する同意について	107頁
平成30年諮問第1号	行政財産の使用許可に関する審査請求について	111頁

平成30年第56号議案

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正
について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改
正する条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
例第15号）の一部を次のように改正する。

第61条の2第1項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、土壤汚染対策法の一部改正に伴い、規定を整理する
必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（抜すい）

(適用除外)

第61条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の規定は、土壤汚染
対策法第3条第1項の規定による調査に係る土地（同項ただし書の規定によ
る確認に係る土地を除く。）又は同法第4条^{第3項}_{第2項}若しくは同法第5条第1
項の規定による命令に係る土地に特定有害物質等取扱工場等を設置している
特定有害物質等取扱事業者については適用しない。

2 (略)

平成30年第57号議案

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律施行条例の一部改正について

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律施行条例の一部を改正する条例

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例（平成18年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「第5条第21項」
を「第5条第23項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律施行条例（抜き）

（介護給付費等の額の特例）

第4条（略）

前項の規定により介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする者は、
災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情を証明する書類を添付して、
次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
次の各号

(1) 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等及びその属する世帯の生計
を主として維持する者の氏名及び住所

(2) } (略)
(3) }

3 (略)

平成30年第58号議案

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

「及び第21条第 1項」を「並びに第21条第 1項及び第 2項」に、「並びに省令第21条」を「、省令第21条、省令第21条の 2第 2項及び第 3項並びに省令第21条の 4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置)

2 療養病床を有する診療所に係るこの条例の適用については、当分の間、「省令第21条の 2第 2項及び第 3項」とあるのは、「医療法施行規則等の一部

を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第23条第2号及び第3号」とする。

（療養病床を有する診療所の施設に係る経過措置）

3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第24条に規定する診療所に係るこの条例の適用については、「、省令第21条の2第2項及び第3項並びに省令第21条の4」とあるのは、「並びに省令第21条の2第2項及び第3項」とする。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法施行令の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例（抜すい）

医療法（昭和23年法律第205号）第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第6条の6、省令第19条第2項及び第3項並びに省令第21条、省令第21条の2第2項及び第3項並びに省令第21条の4に定めるところによる。

(参考 2)

参 照 条 文

1 医療法（昭和23年法律第 205号）抜すい

第21条 (略)

2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令（第 1号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第 3号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

(1) 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者

(2) (略)

(3) その他都道府県の条例で定める施設

3 都道府県が前 2項の条例を定めるに当たつては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜すい 新旧対照（改正後）（改正前）

（医療に関する事務）

第 174条の35 地方自治法第 252条の19第 1項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和23年法律第 205号）第 4章第 1節から第 3節まで並びに医療法施行令（昭和23年政令第 326号）第 3条の 3、第4条第 1項及び第 2項並びに第 4条の 2の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第 7条第 1項及び第 2項、第 8条、第 8条の 2第 2項、第 9条、第12条、第24条第 1項、第25条第

1項及び第2項、第25条の2、第27条、第28条、第29条第1項及び第2項並びに第30条並びに同令第4条第1項及び第4条の2の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第7条第3項及び第5項、第15条第3項及び第18条、第21条第2項、第23条の2並びに第27条の2の規定による届出の受理等、同法第7条の2第3項から第7項までの規定による条例の制定等並びに同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院に係る同法第12条の2並びに第29条第3項及び第6項の規定による報告書の受理等、同法第24条第1項の規定による制限等の命令（同法第22条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第25条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等（同法第22条に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第3項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 } (略)
3 }

3 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）抜すい

第21条 法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準（病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

- (1) (略)
- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者 1人につき 1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴する

のに適したものでなければならないこと。

第21条の 2、(略)

2 法第21条第 3項の厚生労働省で定める基準（療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4又はその端数を増すごとに 1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4又はその端数を増すごとに 1

3 法第21条第 3項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数置くこととする。

4 (略)

第21条の 4 法第21条第 3項の厚生労働省令で定める基準（療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものについては、第21条第 2号から第 4号までの規定を準用する。

4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第 8号）

附則（抜すい）

（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置）

第23条 法第21条第 2項第 1号及び同条第 3項の規定による医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準は、当分の間、新規則第21条の 2の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

- (2) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 2又はその端数を増すごとに 1。ただし、そのうちの 1については看護

師又は准看護師とする。

- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数
(療養病床を有する診療所の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置)

第24条 既存診療所建物内の旧療養型病床群に係る病床であって、第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち新規則第21条の4の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

平成30年第59号議案

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部改正について

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例（平成28年名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

特定非営利活動法人名古屋コダ ーイセンター	名古屋市千種区仲田二丁目12番21号
--------------------------	--------------------

を

「

特定非営利活動法人名古屋コダ ーイセンター	名古屋市千種区仲田二丁目12番21号
特定非営利活動法人ひょうたん カフェ	名古屋市中村区砂田町2丁目15番地
特定非営利活動法人中部リサイ クル運動市民の会	名古屋市東区代官町39番18号
特定非営利活動法人権利擁護支 援・ぷらっとほーむ	名古屋市緑区鳴子町4丁目2番地

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特
定非営利活動法人を定める必要があるによる。

平成30年第60号議案

名古屋市建築基準法施行条例等の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(名古屋市建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第15号中「、第8項ただし書」を削り、「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

(名古屋市中高層階住居専用地区建築条例の一部改正)

第2条 名古屋市中高層階住居専用地区建築条例（平成7年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(名古屋市特別工業地区建築条例の一部改正)

第3条 名古屋市特別工業地区建築条例（昭和47年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改める。

別表第2第1項中「別表第2（ぬ）項第1号」を「別表第2（る）項第1号」に改め、同項ただし書中「次の各号」を「次」に改める。

（名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例の一部改正）

第4条 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例（平成20年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第2（わ）項」を「別表第2（か）項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市建築基準法施行条例（抜すい）

（手数料を徴収する事務の種別及び額）

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)
↓
(14) } (略)

(15) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項

ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項た

だし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項た

だし書、又は第14項ただし書
第13項ただし書 (法第87条第2項若しくは第

3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建
築等の許可の申請に対する審査

用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円

(16)
↓
(58) } (略)

2 名古屋市中高層階住居専用地区建築条例（抜すい）

（中高層階住居専用地区内の建築制限）

第2条 中高層階住居専用地区内においては、次
次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が中高層階住居専用地区における住宅の確保及び住居の環境の保護に支障を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 法別表第2 (り) 項
(ち) 項 第2号及び第3号に掲げる建築物

2 (略)

3 名古屋市特別工業地区建築条例（抜すい）

別表第1

1 (略)

2 法別表第2 (ぬ) 項
(り) 項 第4号に掲げる建築物

別表第2

1 法別表第2 (る) 項
(ぬ) 項 第1号及び第2号に掲げる建築物。ただし、次
次の各

号に掲げる事業を営む工場を除く。

(1)
(2) } (略)

4 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例（抜すい）

（大規模集客施設制限地区内の建築制限）

第2条 大規模集客施設制限地区内においては、法別表第2 (か) 項
(わ) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1)
(2) } (略)

2 (略)

平成30年第61号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「、第2項又は第6項」を削り、「同条第7項」を「同
条第4項」に改める。

別表第1に次のように加える。

又穂町2丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都 市計画又穂町2丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められている区域
----------------	---

別表第2木場再開発地区整備計画区域の項中

- 「2 法別表第2(と)項第3号、(り)項第3号及び
(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場」を
「2 法別表第2(と)項第3号、(ぬ)項第3号及び

- 〔る) 項第1号に掲げる事業を営む工場 〕に、
- 〔4 法別表第2(と)項第3号、(り)項第3号及び
〔ぬ) 項第1号に掲げる事業を営む工場 〕を
- 〔4 法別表第2(と)項第3号、(ぬ)項第3号及び
〔る) 項第1号に掲げる事業を営む工場 〕に改め、同表定納山地
- 区整備計画区域の項中
〔7 法別表第2(り)項第3号に掲げる事業を営む工
場
8 法別表第2(り)項第4号に掲げる危険物の貯蔵
又は処理に供するもの 〕
- 〔7 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる事業を営む工
場
8 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵
又は処理に供するもの 〕に改め、同表千種二
- 丁目地区整備計画区域の項中
- 〔5 法別表第2(と)項第3号及び(り)項第3号に掲
げる事業を営む工場 〕を
- 〔5 法別表第2(と)項第3号及び(ぬ)項第3号に掲
げる事業を営む工場 〕に改め、同表名西二丁
- 目地区整備計画区域の項中
- 〔3 法別表第2(と)項第3号及び(り)項第3号に掲
げる事業を営む工場 〕を
- 〔3 法別表第2(と)項第3号及び(ぬ)項第3号に掲
げる事業を営む工場 〕に、
- 〔5 法別表第2(と)項第3号及び(り)項第3号に掲
げる事業を営む工場 〕を
- 〔5 法別表第2(と)項第3号及び(ぬ)項第3号に掲
げる事業を営む工場 〕に改め、同表豊田五丁
- 目地区整備計画区域の項中
- 〔2 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工
場 〕を

「2 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場」に、
建ぺい率の最高限度を

建蔽率の最高限度に改め、同表港明スマートタウン地区整備計画区域の項中

「4 法別表第2(ち)項に掲げるもの」を
「4 法別表第2(り)項に掲げるもの」に、
「6 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場」を
「7 法別表第2(ぬ)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの」を
「6 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場」に改め、同表ノリタケ
「7 法別表第2(る)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの」

の森地区整備計画区域の項中

「4 法別表第2(ち)項に掲げるもの」を
「4 法別表第2(り)項に掲げるもの」に、
「9 法別表第2(ち)項に掲げるもの」を
「9 法別表第2(り)項に掲げるもの」に改め、同表に次のように加える。

又穂町2 丁目地区 整備計画 区域	用途の制限	1 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。） 2 自動車教習所 3 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
	壁面の位置 の制限	外壁等の面から道路境界線（名古屋市道又尾一丁五反北線、名古屋市道又尾南北線、名古屋市道又尾一丁五反中線及び名古屋市道天塚野端線に係るもの

に限る。)までの距離は3.5メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が地区施設の境界線を越えない場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
- 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、又穂町2丁目地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
(抜すい)

(建築物の緑化率の最低限度)

第8条の3 (略)

2 }
3 } (略)

4 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合においては、この条例で定められた建築物の緑化率の最低限度を、当該建築物の対象区域内にある部分に係る都市緑地法第35条第1項、~~第2項又は第6項~~の規定による建築物の緑化率の限度とみなして、同条第4項
~~第7項~~の規定を適用する。

5 (略)

平成30年第62号議案

名古屋市営住宅条例の一部改正について

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和26年建設省令第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第12条第1項中「次条第2項」の次に「本文」を加え、同項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、公営住宅の入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。第24条第2項において同じ。）が、次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、近傍同種の住宅の家賃以下で、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じて、令第2条に規定する

方法により算出した額とすることができます。

第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により家賃を算出した場合にあっては、省令第9条に規定する方法により把握した収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第24条第1項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、公営住宅の入居者が前項本文の規定に該当する場合において第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第12条第2項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とすることができます。

第26条第1項中「第24条第1項」を「第2項並びに第24条第1項及び第2項」に改める。

第29条第1項中「第12条第1項」及び「第24条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第24条第2項」を「第24条第3項」に改める。

第32条中「次の各号」を「次」に改め、「第12条第1項」及び「第24条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第43条中「この場合において」の次に「、第13条第2項ただし書中「前条第2項」とあるのは「第44条第2項」と」を加え、「、第24条第1項若しくは」を「若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは」に、「若しくは第45条第1項」を「若しくは第2項若しくは第45条第1項若しくは第2項」に、「第24条第2項」を「第24条第3項」に、「第45条第3項」を「第45条第4項」に、「、第24条第1項又は」を「若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項又は」に、「又は第45条第1項」を「若しくは第2項又は第45条第1項若しくは第2項」に改める。

第44条第1項中「第13条第2項」の次に「本文」を加え、同項ただし書中「

による」の次に「報告の」を加え、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、改良住宅等の入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。次条第2項において同じ。）が、前条において準用する第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び前条において準用する第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅等の毎月の家賃を、毎年度、限度額以下で、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じて、令第2条の規定による公営住宅の家賃の算定方法の例により算出した額とすることができる。

第45条第1項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、改良住宅等の入居者が前項本文の規定に該当する場合において第43条において準用する第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び第43条において準用する第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅等の毎月の家賃を、毎年度、限度額以下で、令第8条第2項の規定による収入超過者の家賃の算定方法の例により算出した額とすることができる。

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、
市営住宅の家賃の決定に関して規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市営住宅条例 (抜すい)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号^{。以下「省令」という。}）第1条に規定する児童遊園、集会所、駐車場、管理事務所その他これらに類する施設をいう。

(3)
 (7) } (略)

(家賃の決定)

第12条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、

令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、次
本文
条第2項の規定により認定された収入に応じて、令第2条に規定する方
法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合に

おいて、第29条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当
該入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の毎月の家賃は近傍同
種の住宅の家賃とする。

2 市長は、公営住宅の入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限

る。第24条第2項において同じ。）が、次条第1項の規定による収入の申告

をすること及び第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な

事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、近傍同種の住宅の家賃以下で、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じて、令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

3
2 (略)

(収入の申告等)

第13条 (略)

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。ただし、前条第2項の規定により家賃を算出した場合にあっては、省令第9条に規定する方法により把握した収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 (略)

(収入超過者の家賃)

第24条 第22条第1項の規定により、公営住宅の入居者が収入超過者と認定された場合における当該公営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。ただし、当該収入超過者からの収入の申告がない場合において、第29条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該収入超過者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の毎月の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 市長は、公営住宅の入居者が前項本文の規定に該当する場合において第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第12条第2項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年

度、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とすることができる。

3 2 第14条及び第15条の規定は、前2項に規定する家賃について準用する。
(高額所得者の家賃等)

第26条 第22条第2項の規定により、公営住宅の入居者が高額所得者と認定された場合における当該公営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項及び第2項並びに第24条第1項及び第2項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 } (略)
3

(収入状況の報告の請求等)

第29条 市長は、第12条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第26条第1項の規定による家賃の決定、第14条(第16条第2項、第24条第3項又は第26条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第25条第1項の規定による明渡しの請求、第27条の規定によるあっせん等又は第31条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 (略)
(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第32条 市長は、次の各号に掲げる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項若しくは第2項、

若しくは第2項
第24条第1項 又は第26条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(1) }
(2) } (略)

(3) 前2号
前各号に準ずる特別の事由がある場合

(改良住宅等の管理)

第43条 改良住宅等の管理については、改良住宅等を公営住宅とみなして第9条から第11条まで、第13条から第21条まで、第22条第1項及び第3項、第23条、第27条から第29条まで並びに第31条から第34条の2までの規定を準用する。この場合において第13条第2項ただし書中「前条第2項」とあるのは

「第44条第2項」と、第22条第1項中「第5条第1項第3号」とあるのは「第42条第5項において読み替えられた第5条第1項第3号」と、第28条中「法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「国土交通大臣の承認を受けて行う改良住宅等の用途の廃止その他これに準じて行う改良住宅等の用途の廃止」と、「公営住宅建替事業」とあるのは「改良住宅等改善事業」と、「整備された公営住宅」とあるのは「整備された更新住宅」

若しくは第2項 若しくは第2項
と、第29条第1項中「、第12条第1項」と、第24条第1項
は第2項 若しくは第2項

若しくは第2項 第3項
若しくは第45条第1項」と、「第24条第2項又は第26条第3

第4項
項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条中「整備される公営住宅」とあるのは「整備される更新住宅」と、「公営住宅建替事業」とあるのは「改良住宅等改善事業」と、「法第40条第1項の規定に基づき当該建替事業」とあるのは「当該建替事業」と、第32条中「公営住宅建替事業」とあるのは「改良住宅等改善事業」と、「入居する公営住宅」とあるのは「入居する市営住宅」と、「第12条第1項」と、第24条第1項
若しくは第2項 若しくは第2項又

は第26条第1項」とあるのは「第44条第1項若しくは第2項又は第45条第1項若しくは第2項」と、「整備された公営住宅」とあるのは「整備された更新住宅」と、「法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「国土交通大臣の承認を受けて行う改良住宅等の用途の廃止その他これに準じて行う改良住宅等の用途の廃止」と、「他の公営住宅」とあるのは「他の市営住宅」と読み替えるものとする。

(改良住宅等の家賃等の決定)

第44条 改良住宅等の毎月の家賃は、毎年度、令第3条の規定による近傍同種の住宅の家賃の算定方法の例により算出した額（以下「限度額」という。）

以下で、前条において準用される第13条第2項の規定により認定された収入に応じて、令第2条の規定による公営住宅の家賃の算定方法の例により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、

前条において準用される第29条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅等の毎月の家賃は、限度額とする。

- 2 市長は、改良住宅等の入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。次条第2項において同じ。）が、前条において準用する第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び前条において準用する第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅等の毎月の家賃を、毎年度、限度額以下で、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じて、令第2条の規定による公営住宅の家賃の算定方法の例により算出した額とすることができる。

3 前2項
2 前項の限度額は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第2条第4号の第2種公営住宅に係る旧法第12条又は第13条の規定による家賃決定の例により算出した額（以下「家賃限度額」という。）を超えないものとする。

4 第3項
3 第12条第2項の規定は、第1項に規定する家賃の算定について準用する。

5
4
6
5
} (略)

7 第5項
6 第4項の附帯施設を使用することができる者の資格及び当該附帯施設の管理については、第42条及び第43条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(収入超過者の家賃)

第45条 第43条において準用する第22条第1項の規定により改良住宅等の入居者が収入超過者と認定された場合における当該改良住宅等の毎月の家賃は、前条の規定にかかわらず、限度額以下で、令第8条第2項の規定による収入超過者の家賃の算定方法の例により算出した額とする。ただし、当該収入超過者からの収入の申告がない場合において、第43条において準用される第29

条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該収入超過者がその請求に応じないときは、当該改良住宅等の毎月の家賃は、限度額とする。

2 市長は、改良住宅等の入居者が前項本文の規定に該当する場合において第43条において準用する第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び第43条において準用する第29条第1項の規定による報告の請求に応じること
が困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅等の毎月の家賃を、毎年度、限度額以下で、令第8条第2項の規定による収入超過者の家賃の算定方法の例により算出した額とすることがで

きる。

- 3 前2項
2 前項の家賃は、家賃限度額に住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じた額と家賃限度額との合算額を超えないものとする。
- 4 第14条及び第15条の規定は、第1項及び第2項に規定する家賃に準用する。

(参考 2)

参 照 条 文

1 公営住宅法（昭和26年法律第193号）抜すい 新旧対照（改正後 改正前）

（家賃の決定）

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 }
3 } (略)

4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第28条第4項において同じ。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入

及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に
応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5
4 (略)

6
5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。
(収入超過者に対する措置等)

第28条 (略)

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第16条第1項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 (略)

4 事業主体は、公営住宅の入居者が第2項の規定に該当する場合において同一項に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第16条第4項の規定及び第2項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条第4項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 第16条第5項及び第6項並びに第19条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

2 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）抜すい 新旧対照（改正後
改正前）

(家賃の算定方法)

第2条 公営住宅法（以下「法」という。）第16条第1項本文 ^{及び第4項}の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

- (1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和44年法律第49号）第8条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
- (2) 当該公営住宅（その公営住宅が共同住宅である場合にあつては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。）の床面積の合計を65平方メートルで除した数値
- (3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- (4) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上又はイに掲げる数値以下で定める数値

イ
口 } (略)

2 (略)

3 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）抜き ^{改正} 新旧対照 ^{改正}
後
前

(法第16条第4項の国土交通省令で定める者)

第8条 法第16条第4項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知

症である者

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第

5条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）

(4) 前3号に掲げる者に準ずる者

（法第16条第4項の国土交通省令で定める方法）

第9条 法第16条第4項の国土交通省令で定める方法は、入居者の雇主、取引

先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、

若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。

平成30年第70号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 新萱場公営住宅新築工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市千種区北千種二丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造 9階建1棟・その他
71戸
延面積 5,420.72平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 792,720,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏木博喜 |
| 7 完成予定期日 | 平成31年11月29日 |

(理 由)

この案を提出したのは、新萱場公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

平成30年第71号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 千早南公営住宅新築工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市中区新栄一丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造10階建1棟・その他
122戸
延面積 8,355.09平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 1,555,200,000円 |
| 6 契約の相手方 | 日東・ニッセツ特別共同企業体
代表者 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏木博喜
名古屋市中川区大山町46番地
ニッセツ株式会社
代表取締役 北川英明 |
| 7 完成予定期日 | 平成32年1月31日 |

(理由)

この案を提出したのは、千早南公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

平成30年第72号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 衛生研究所改築工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞及び字吉田地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造 3階建1棟・その他
延面積 6,262.10平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 2,058,372,000円 |
| 6 契約の相手方 | 戸田・名工・八神特別共同企業体
代表者 名古屋市東区泉一丁目22番22号
戸田建設株式会社名古屋支店
執行役員支店長 長田 真一
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
名工建設株式会社
代表取締役社長 渡邊 清
名古屋市東区矢田五丁目8番29号
八神建築株式会社
代表取締役 八神 威雄 |
| 7 完成予定期日 | 平成31年10月31日 |

(理 由)

この案を提出したのは、衛生研究所の改築工事を施行する必要があるによる。

平成30年第73号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 衛生研究所空気調和設備工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞及び字吉田地内 |
| 3 契約の内容 | 空気調和設備 1式 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 715,098,456円 |
| 6 契約の相手方 | 閑林・足立特別共同企業体
代表者 名古屋市中区錦一丁目8番39号
閑林工業株式会社
取締役社長 閑林憲之
名古屋市中村区名駅南三丁目7番7号
足立工業株式会社
取締役社長 足立満 |
| 7 完成予定期日 | 平成31年10月31日 |

(理 由)

この案を提出したのは、衛生研究所の空気調和設備工事を施行する必要があるによる。

平成30年第74号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 教育館改築工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市東区泉一丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造8階建1棟・その他
延面積 6,033.67平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 1,288,717,471円 |
| 6 契約の相手方 | 名工・栄興特別共同企業体
代表者 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
名工建設株式会社
代表取締役社長 渡 邊 清
名古屋市中区松原三丁目3番1号
栄興建設株式会社
代表取締役社長 瀧 川 和 宏 |
| 7 完成予定期日 | 平成31年6月28日 |

(理 由)

この案を提出したのは、教育館の改築工事を施行する必要があるによる。

平成30年第75号議案

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 被告所在地並びに名称及び代表者氏名
別紙当事者目録のとおり
- 3 訴訟物の価格 23,456,460円以内
- 4 請求の趣旨

被告らに対し、別紙物件目録1及び物件目録2記載の土地につき、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び明渡しに至るまでの損害金の支払を求める。

5 請求の原因

- (1) 原告は、別紙物件目録1及び物件目録2記載の土地を所有している。
- (2) 原告は、被告（株式会社東名サービス）（以下「被告東名サービス」という。）に対し、平成29年9月30日までの期間を定めて当該土地の使用を許可した。
- (3) 被告東名サービスは、別紙物件目録3から物件目録6までに記載の建物を所有し、当該土地を占有している。
- (4) 被告（株式会社大雄及び株式会社人情屋台）は、当該土地及び別紙物件目録3記載の建物を占有している。
- (5) 原告は、耐震補強工事のため、上記期間経過後の使用を許可しなかった。
- (6) しかし、被告らが上記期間経過後も当該土地を占有しているため、原告

は明渡しを求めたところ、被告らはこれに応じない。

(7) よって、建物収去土地明渡し、建物退去土地明渡し及び損害金の支払を
求めるため、訴えを提起する。

別 紙

当 事 者 : 目 錄

名古屋市名東区藤が丘 143 番地

被告 株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 哲 文

名古屋市名東区藤見が丘 142 番地

被告 株式会社大雄

代表取締役 湯 浅 勝 治

名古屋市名東区藤見が丘 83番地

被告 株式会社人情屋台

代表取締役 成 澤 信 男

物 件 : 目 錄

- | | |
|------|---|
| 1 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 160 番 |
| 地目 | 鉄道用地 |
| 地積 | 572 平方メートルのうち別紙図面中イロハニホイで囲まれた部分 51.21 平方メートル |
| 2 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番 |
| 地目 | 鉄道用地 |
| 地積 | 2,105 平方メートルのうち別紙図面中口ヘトチリヌルヲワニハ口で囲まれた部分 705.45 平方メートル |
| 3 所在 | 名古屋市名東区藤が丘 161 番地 |
| 種類 | 店舗・倉庫 |
| 構造 | 鉄骨造 2 階建 |
| 床面積 | 240.76 平方メートル |

別紙図面中 a の建物

4 所在 名古屋市名東区藤が丘 161 番地
種類 店舗
構造 高架下ブロック造 2 階建
床面積 252.27 平方メートル

別紙図面中 b の建物

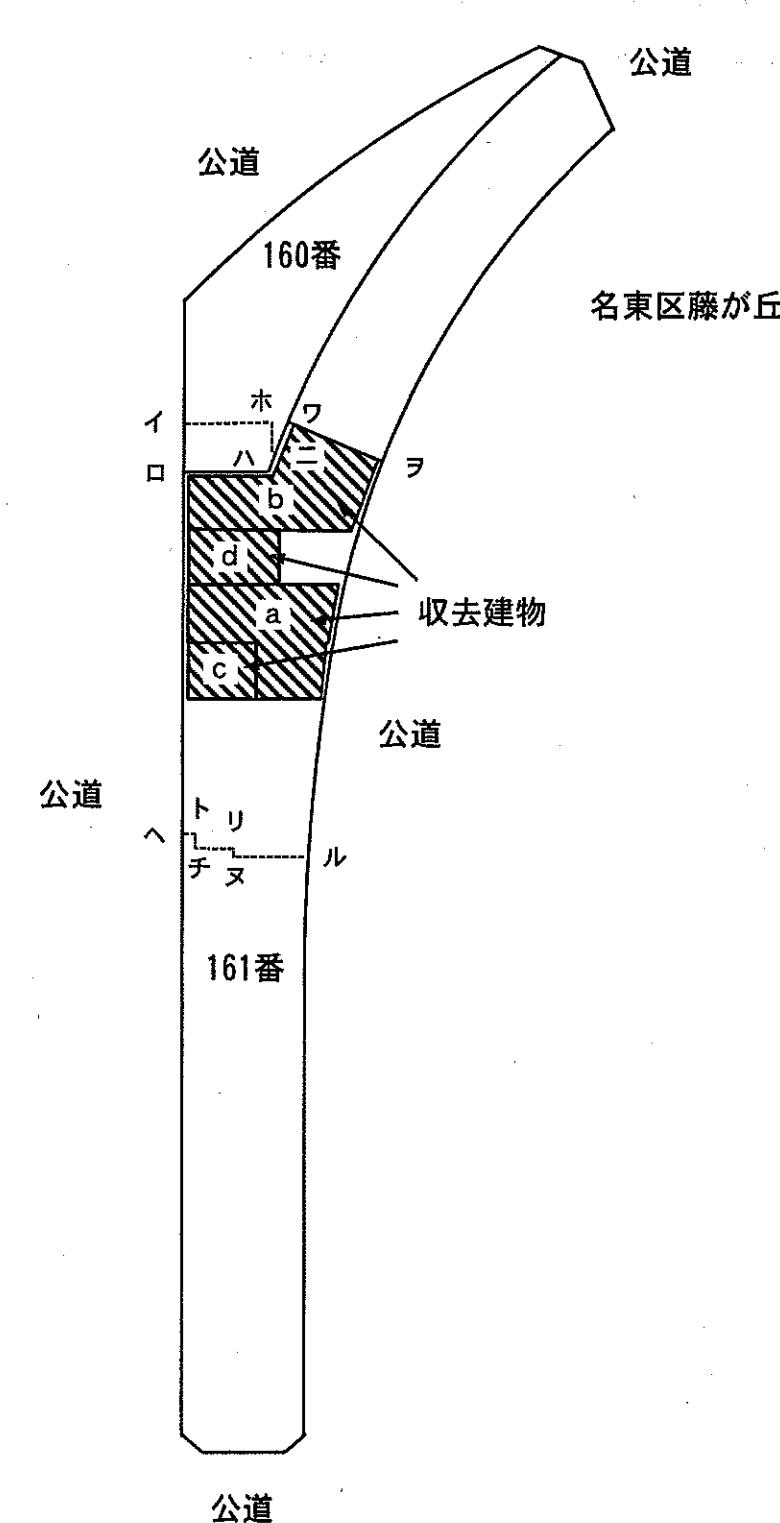
5 所在 名古屋市名東区藤が丘 161 番地
種類 店舗・倉庫
構造 鉄骨造 2 階建
床面積 81.54 平方メートル

別紙図面中 c の建物

6 所在 名古屋市名東区藤が丘 161 番地
種類 店舗
構造 鉄骨造 2 階建
床面積 109.20 平方メートル

別紙図面中 d の建物

別紙図面



(理 由)

この案を提出したのは、市有地を何ら権原なく占有している者に対して、当該土地の明渡し等を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

平成30年第76号議案

損害賠償の額の決定について

平成29年9月17日、名古屋市名東区藤巻町1丁目地内の名古屋都市計画公園第5・6・1号東山公園事業予定地において、樹木が倒れ、名古屋市名東区藤巻町1丁目2番地の846の戸山俊樹（事故当時62年）及び戸山志津江（事故当時59年）の住宅の屋根及びフェンスが破損した事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金3,615,840円とするものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

（理 由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事 実）

平成29年9月17日午後11時頃、名古屋市名東区藤巻町1丁目地内の名古屋都市計画公園第5・6・1号東山公園事業予定地において、樹木が倒れ、戸山俊樹及び戸山志津江の住宅の屋根及びフェンスに当たり、当該住宅の屋根及びフェンスが破損したものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 额
修 繕 費	3,615,840円

平成30年第77号議案

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、下記のとおり、本市の町の区域の変更を行うものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

名東区神里一丁目に編入する区域

名東区猪高町大字高針字大廻間93の1、93の3から93の6まで、99の1、99の3、99の7、99の15から99の17まで及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部並びに名東本通5丁目34の1及び34の2

(理 由)

この案を提出したのは、この区域が旧字名のまま残っているため、居住者の日常生活上及び行政上の支障があるので、町の区域の変更を行う必要があるによる。

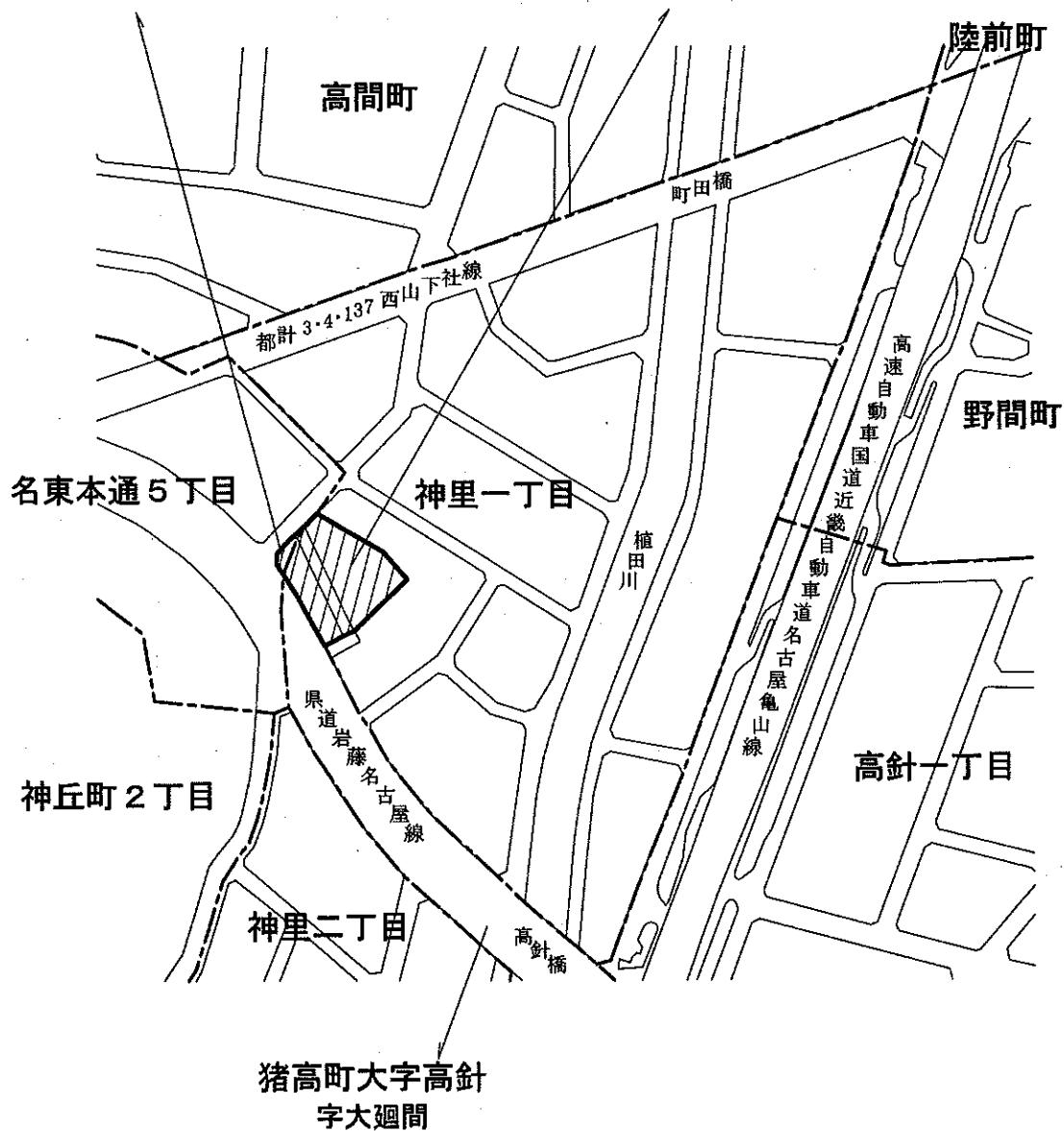
(参考)

名東区

4
+

神里一丁目
(名東本通5丁目)

神里一丁目
(猪高町大字高針字大廻間)



1:3,000

0 50 100 200m

凡 例	
実施区域	■■■■■
町界	---
現行町名	(細字)
施行後町名	太字
施設名称	小細字

平成30年第78号議案

土地区画整理に伴う町の区域の設定及び変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、町の区域の設定及び変更を行うものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 区域を設定する町の名称及びその区域

名称 諸の木二丁目

区域 別図第2のとおり

2 区域を変更する町の名称及びその区域

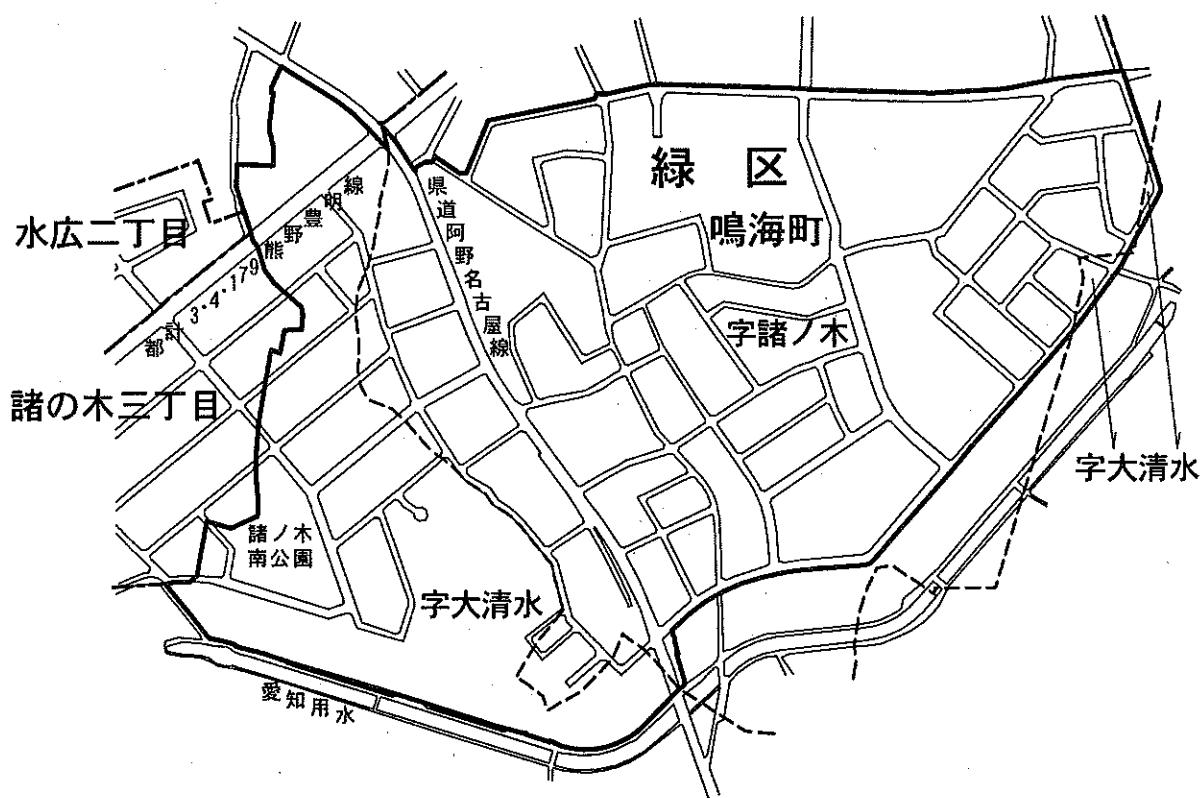
名称 水広二丁目及び諸の木三丁目

区域 別図第2のとおり

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区及びその関連区域について、町の区域の設定及び変更を行う必要があるによる。

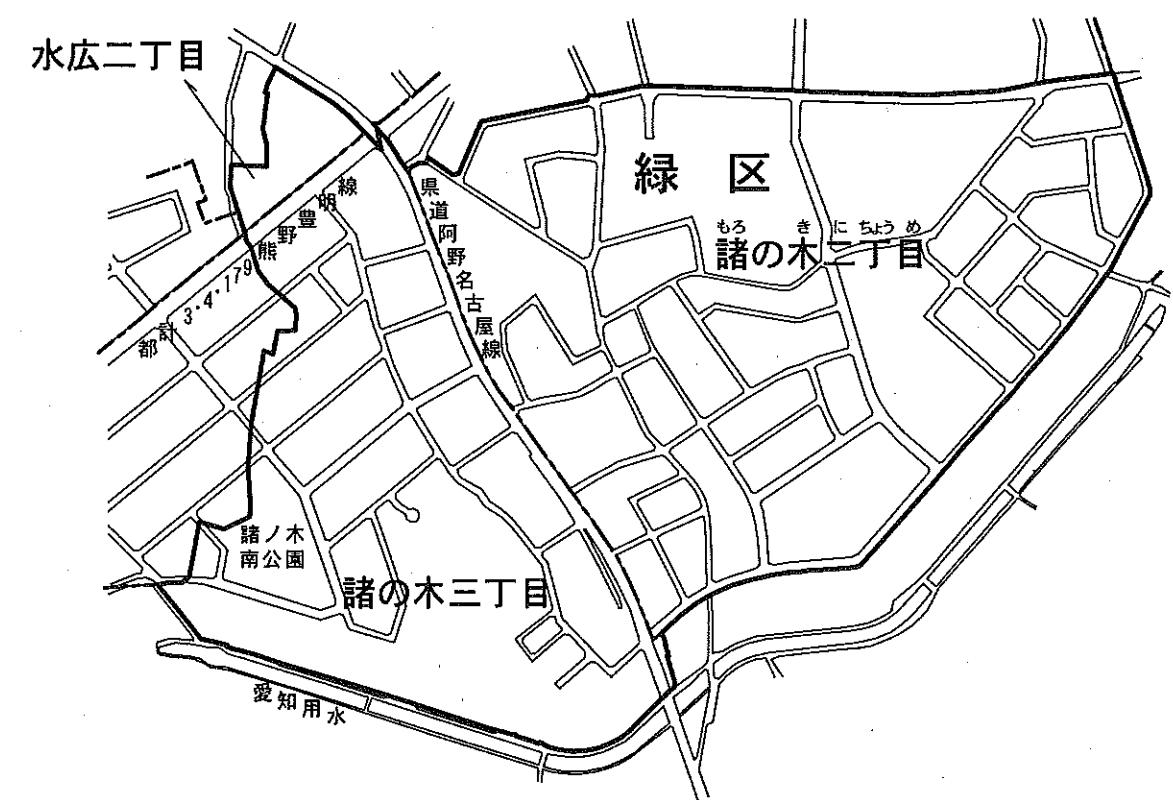
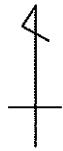
別図第1



1 : 7,000 0 50 100 200 メートル

凡　例	
実施区域	———
町界	—·—
字界	-----
区、町、字名	太　字
施設名称	細　字

別図第2



1 : 7,000 0 50 100 200 メートル

凡 例	
実施区域	——
町 界	— — —
区、町 名	太 字
施設名称	細 字

平成30年第79号議案

土地区画整理に伴う町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、町の区域の変更を行うものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

区域を変更する町の名称及びその区域

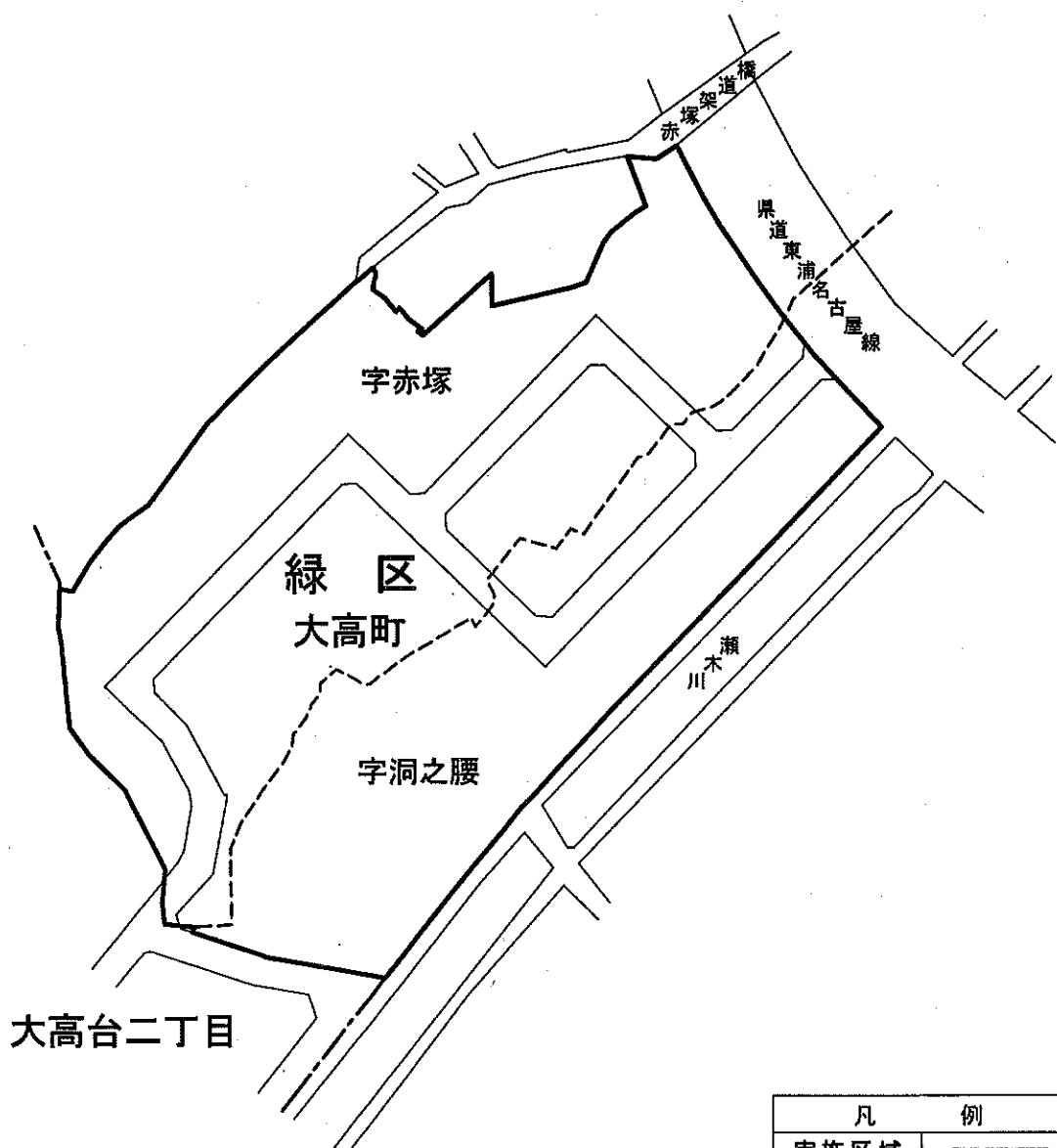
名称 大高台二丁目

区域 別図第2のとおり

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区について、町の区域の変更を行う必要があるによる。

別図第1



凡 例	
実施区域	———
町 界	— — —
字 界	— · —
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

1:1,500 0 50 100 200 メートル

別図第2



凡例	
実施区域	——
町界	- - -
区、町名	太字
施設名称	細字

1:1,500 0 50 100 200 メートル

平成30年第80号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	下志段味第191号線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾 1140番の3地先	第1 附図
		名古屋市守山区大字下志段味字唐曾 1156番の2地先	
2	下志段味第192号線	名古屋市守山区大字下志段味字小段 2363番の2地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字西ノ 原842番地先	
3	下志段味第193号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2539番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字西ノ 原843番地先	
4	志段味環状線第6号	名古屋市守山区大字下志段味字前田 531番の4地先	〃
		名古屋市守山区大字下志段味字前田 520番地先	

5	下志段味第194号線	名古屋市守山区大字下志段味字小段 2363番の2地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字北荒 田2346番の1地先	
6	下志段味第195号線	名古屋市守山区大字下志段味字北荒 田2346番の5地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字北荒 田2345番の1地先	
7	下志段味第196号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禅寺2516番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字上東 禅寺2522番の2地先	
1	勝手塚線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1476番の1地先	第2 附図
		名古屋市守山区大字上志段味字青り 掛1325番地先	
2	志段味水野線第3号	名古屋市守山区大字上志段味字稻堀 田新田1834番の2地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の14地先	
3	上志段味第63号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の62地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の1地先	
4	上志段味第64号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の3地先	

5	上志段味第65号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2074番の97地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の14地先	
6	上志段味第66号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の15地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の83地先	
7	上志段味第67号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の1地先	
8	上志段味第68号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の1地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の95地先	
9	上志段味第69号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の432地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の140地先	
10	上志段味第70号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の140地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の65地先	
11	上志段味第71号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2080番の24地先	〃
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の94地先	

12	上志段味第72号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の99地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の247地先	
13	上志段味第73号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の43地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の62地先	
14	上志段味第74号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2080番の27地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の16地先	
15	上志段味第75号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2081番の19地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の14地先	
16	上志段味第76号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の42地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の222地先	
17	上志段味第77号線	名古屋市守山区大字上志段味字青り 掛1324番の2地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字青り 掛1330番地先	
18	上志段味線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1481番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字稻堀 田新田1837番地先	

19	上志段味第78号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の52地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2080番の2地先	
20	上志段味第79号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2079番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2080番の11地先	
21	上志段味第80号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の346地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の190地先	
22	上志段味第81号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2074番の97地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の195地先	
23	上志段味第82号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2074番の3地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2074番の97地先	
24	上志段味第83号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の159地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の157地先	
25	上志段味第84号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の31地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2085番の222地先	

1	徳重東部第二第1号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 130地先	第3 附図
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 385地先	
2	徳重東部第二第2号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 132地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 690地先	
3	徳重東部第二第3号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 469地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 418地先	
4	徳重東部第二第4号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 472地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 435地先	
5	徳重東部第二第5号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 377地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 472地先	
6	徳重東部第二第6号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 472地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 791地先	
7	徳重東部第二第7号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の57 地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 416地先	

8	徳重東部第二第8号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 752地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の57 地先	
9	徳重東部第二第9号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 431地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 476地先	
10	徳重東部第二第10号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 132地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 393地先	
11	熊野豊明線第11号	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 130地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の 458地先	
1	御田線自転車歩行者道 線	名古屋市熱田区神宮三丁目609番地 先	第4 附図
		名古屋市熱田区三本松町1201番の2 地先	
1	椿町線第3号	名古屋市中村区太閤二丁目214番の 12地先	第5 附図
		名古屋市中村区太閤二丁目310番の 1地先	
1	千音寺東川岸塚第1号 線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 東川岸塚1483番の5地先	第6 附図
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 東川岸塚1483番の7地先	

2	千音寺甚目寺田第1号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 甚目寺田1349番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 甚目寺田1396番地先	
1	大当郎三丁目第4号線	名古屋市中川区大当郎三丁目501番 の1地先	第7 附図
		名古屋市中川区下之一色町字宮分4 番の1地先	
1	鹿子殿第2号線	名古屋市千種区鹿子殿1601番の22地 先	第8 附図
		名古屋市千種区鹿子殿1601番の17地 先	
2	鹿子殿第3号線	名古屋市千種区鹿子殿1601番の36地 先	"
		名古屋市千種区鹿子殿1601番の7地 先	
1	池上町第9号線	名古屋市千種区池上町3丁目8番の 1地先	第9 附図
		名古屋市千種区池上町3丁目8番の 10地先	
1	東山元町第26号線	名古屋市千種区東山元町4丁目75番 の11地先	第10 附図
		名古屋市千種区東山元町4丁目75番 の1地先	
2	東山元町第27号線	名古屋市千種区東山元町4丁目75番 の16地先	"
		名古屋市千種区東山元町4丁目75番 の20地先	

1	鳴子町第2号線	名古屋市緑区鳴子町3丁目33番の1地先	第11 附図
		名古屋市緑区鳴子町3丁目33番の6地先	
1	猪高台二丁目第1号線	名古屋市名東区猪高台二丁目801番の15地先	第12 附図
		名古屋市名東区猪高台二丁目801番の8地先	
1	西蟹田第1号線	名古屋市港区西蟹田98番の29地先	第13 附図
		名古屋市港区東蟹田1605番の1地先	
1	大高錢瓶谷第1号線	名古屋市緑区大高町字錢瓶谷1番の2地先	第14 附図
		名古屋市緑区大高町字錢瓶谷2番の2地先	
1	大将ヶ根二丁目第1号線	名古屋市緑区大将ヶ根二丁目601番地先	第15 附図
		名古屋市緑区大将ヶ根二丁目706番地先	
1	野方通第1号線	名古屋市北区野方通4丁目1番の1地先	第16 附図
		名古屋市北区野方通4丁目1番の24地先	
1	鳴海細根第9号線	名古屋市緑区鳴海町字細根118番の274地先	第17 附図
		名古屋市緑区鳴海町字細根97番の5地先	

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	鳴海町第407号線	名古屋市緑区平子が丘3317番地先	第18 附図
		名古屋市緑区鳴海町字細根97番の5 地先	
ア	野方通川添線	名古屋市北区野方通3丁目1番の2 地先	第19 附図
		名古屋市北区野方通4丁目1番の24 地先	
イ	中切南北1号線	名古屋市北区野方通3丁目2番地先	〃
		名古屋市北区光音寺町字野方1918番 の4地先	
ア	茶屋ヶ坂牛巻線	名古屋市熱田区神宮三丁目501番地 先	第20 附図
		名古屋市熱田区三本松町104番の2 地先	
ア	牧野第45号線	名古屋市中村区太閤一丁目1902番の 1地先	第21 附図
		名古屋市中村区太閤一丁目1804番地 先	
イ	牧野第46号線	名古屋市中村区太閤二丁目701番地 先	〃
		名古屋市中村区太閤二丁目503番地 先	

ア	瀬古屋敷14号線	名古屋市守山区瀬古東三丁目955番地先	第23 附図
		名古屋市守山区瀬古東三丁目955番地先	
イ	瀬古高見6号線	名古屋市守山区瀬古東一丁目609番地先	〃
		名古屋市守山区瀬古東一丁目613番地先	

廃止する路線

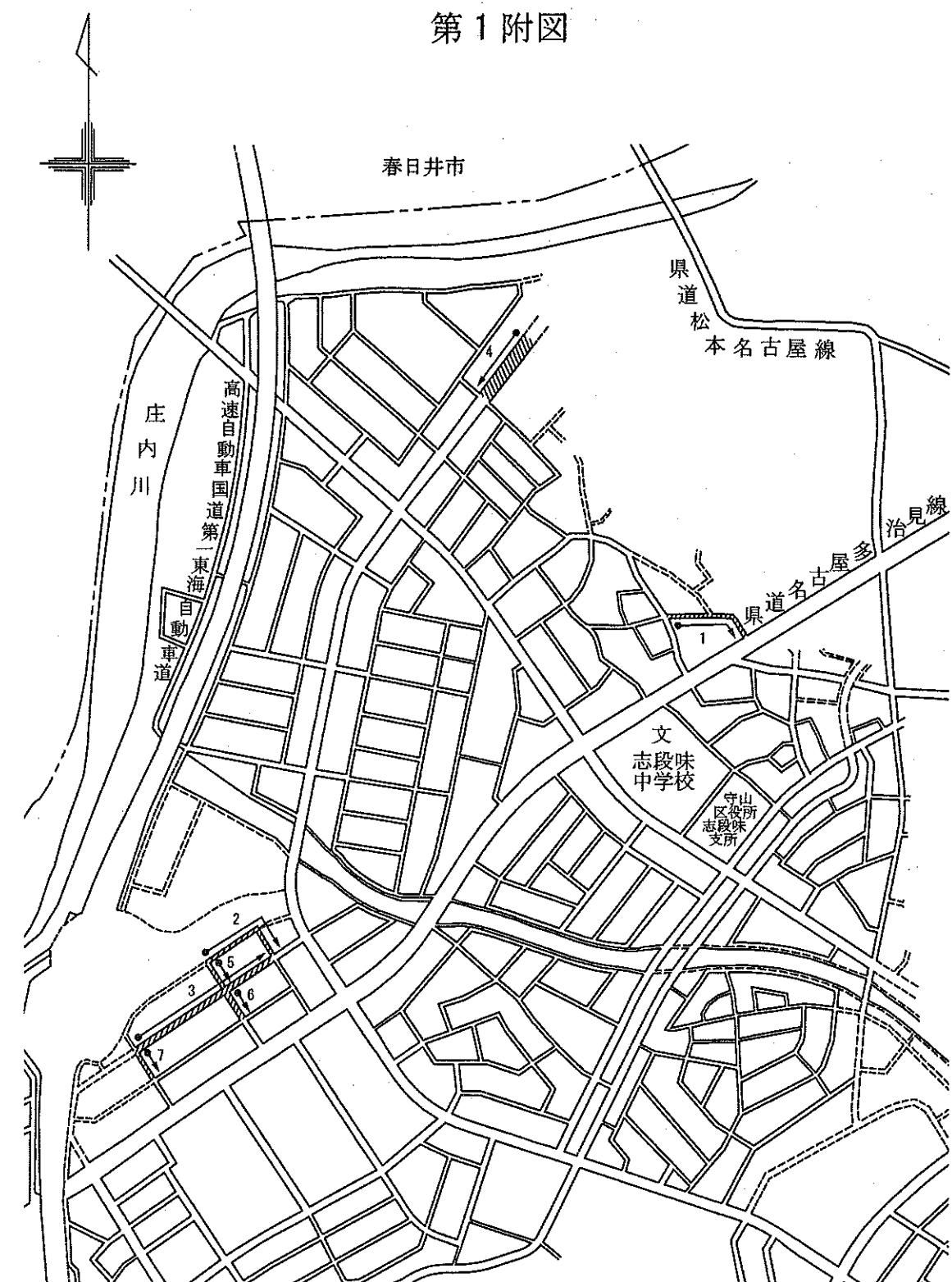
整理番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	鳴海町第390号線	名古屋市緑区鳴海町字明願15番の4地先	第18 附図
		名古屋市緑区鳴海町字明願7番地先	
2	鳴海町第410号線	名古屋市緑区鳴海町字御茶屋12番の2地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字御茶屋14番の6地先	
3	鳴海町第409号線	名古屋市緑区鳴海町字御茶屋14番の6地先	〃
		名古屋市緑区鳴海町字御茶屋16番の1地先	
1	牧野第47号線	名古屋市中村区太閤一丁目2401番の2地先	第21 附図
		名古屋市中村区太閤一丁目2002番の2地先	

2	太閤一丁目第5号線	名古屋市中村区太閤一丁目1804番地先	〃
		名古屋市中村区太閤二丁目314番の1地先	
1	町南2号線	名古屋市北区志賀南通2丁目30番地先	第22 附図
		名古屋市北区志賀南通2丁目31番地先	

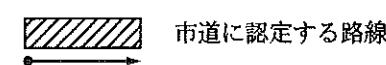
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附図



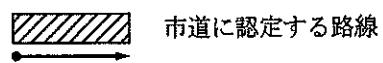
凡例



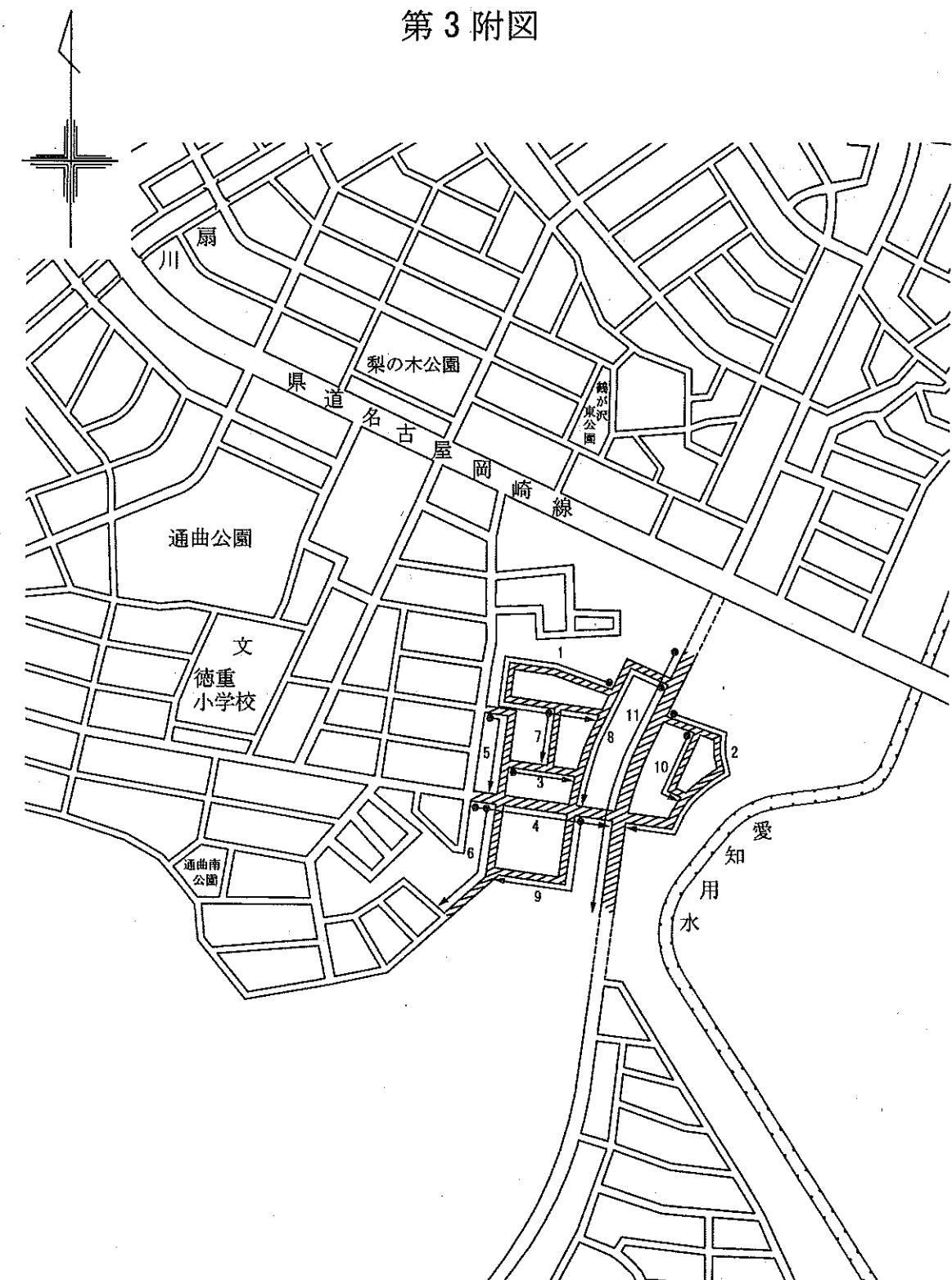
第2附図



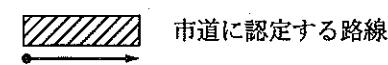
凡例



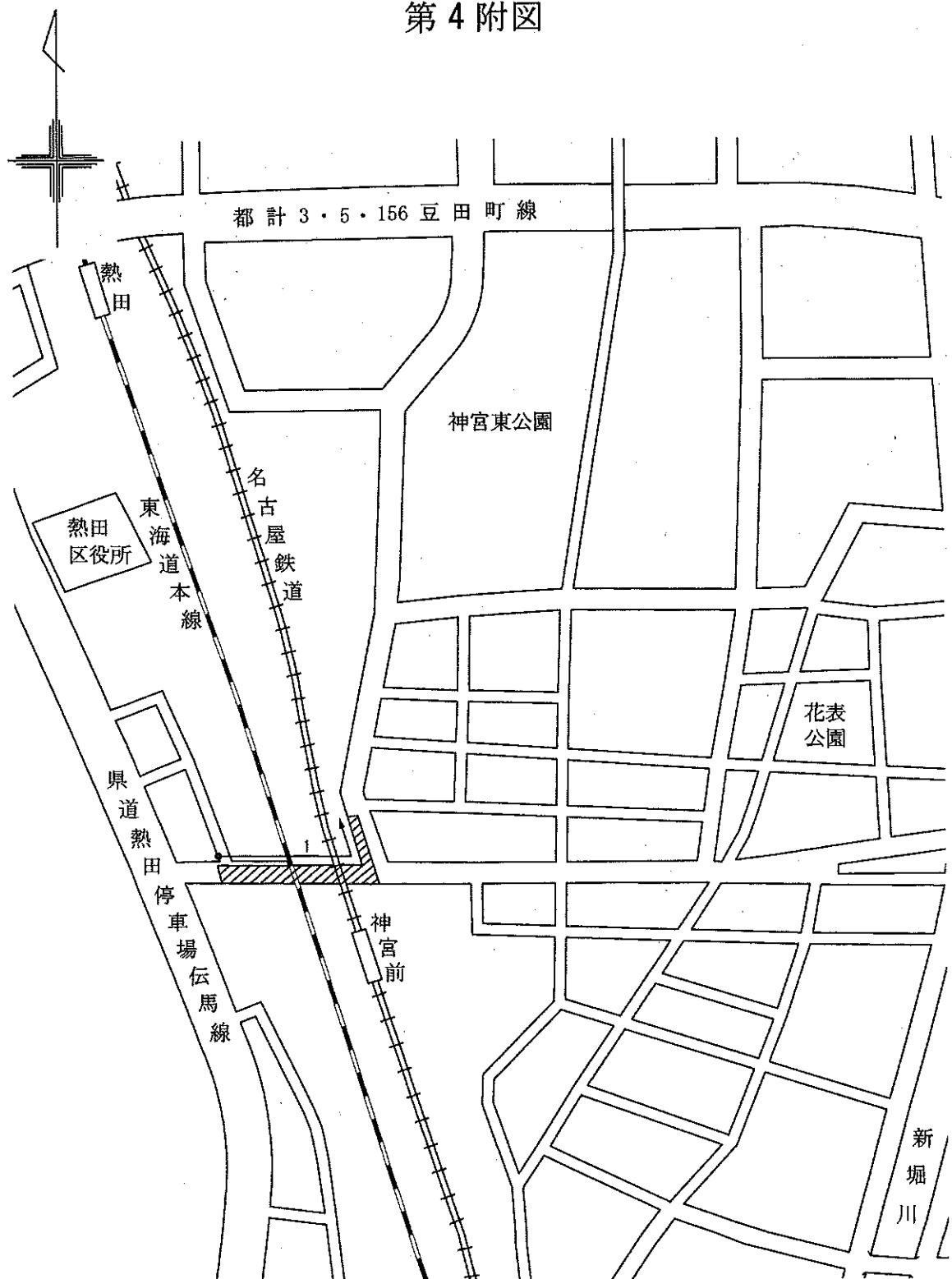
第3附図



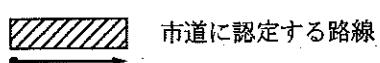
凡例



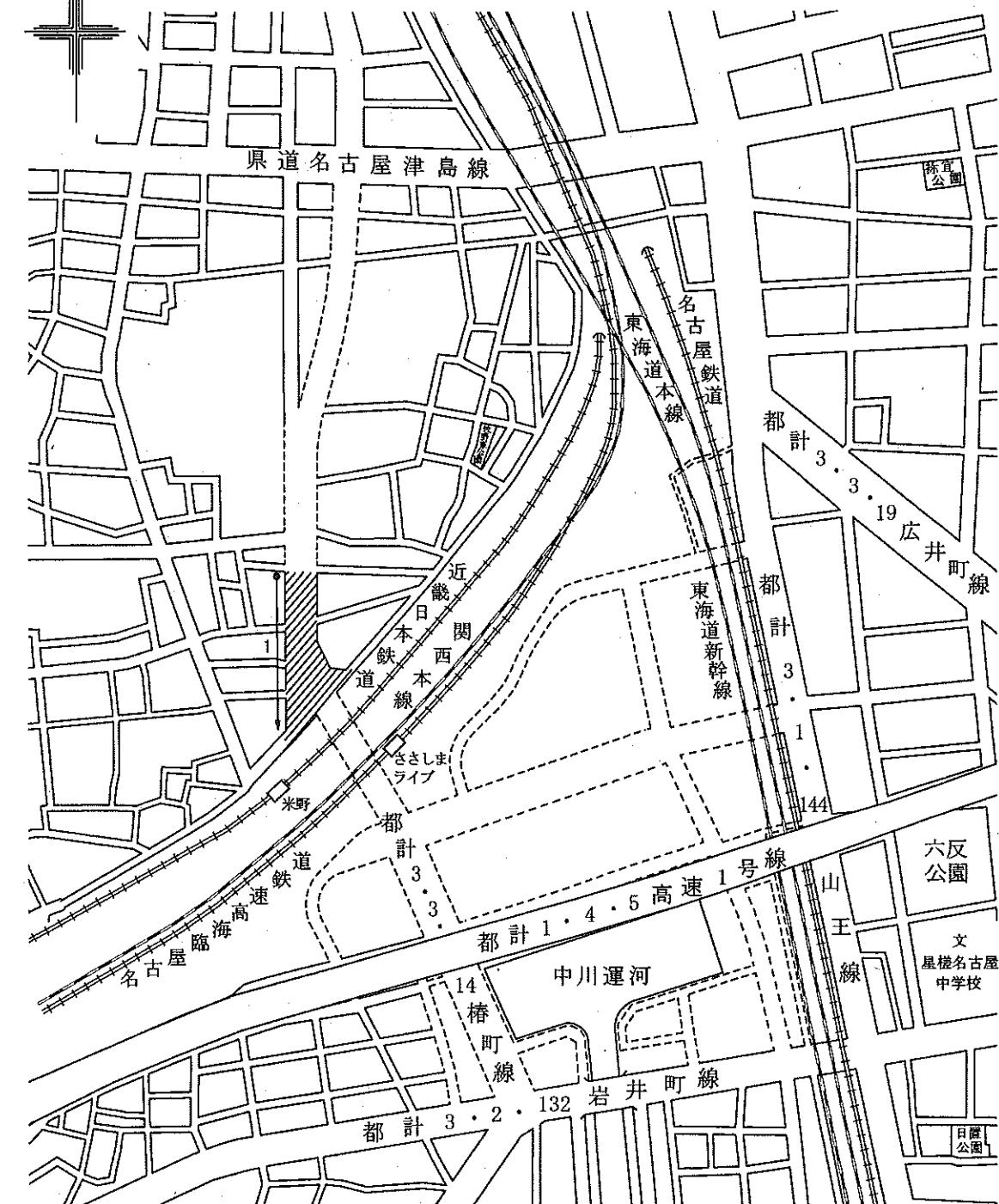
第4附図



凡例



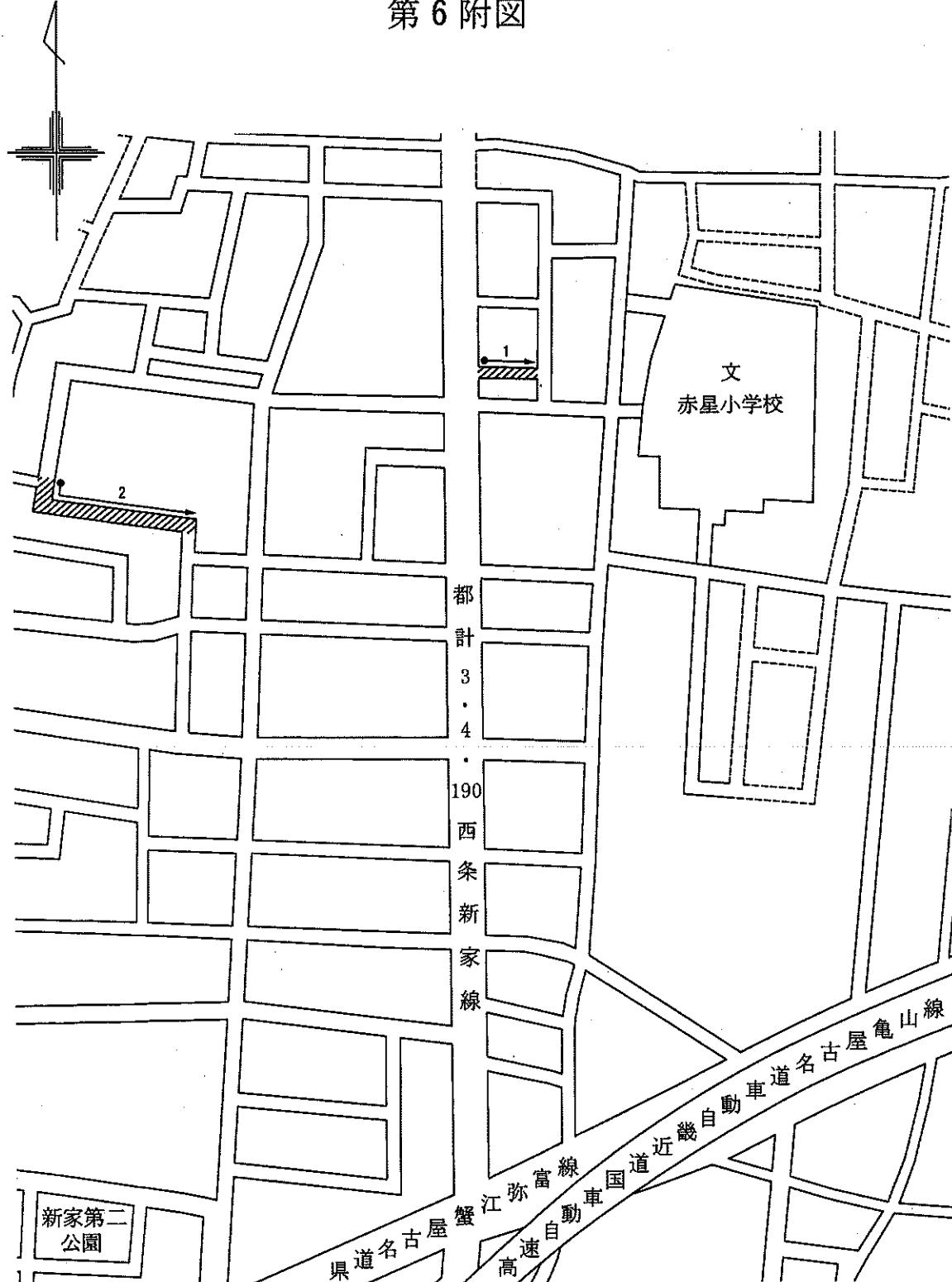
第5附図



凡例

市道に認定する路線

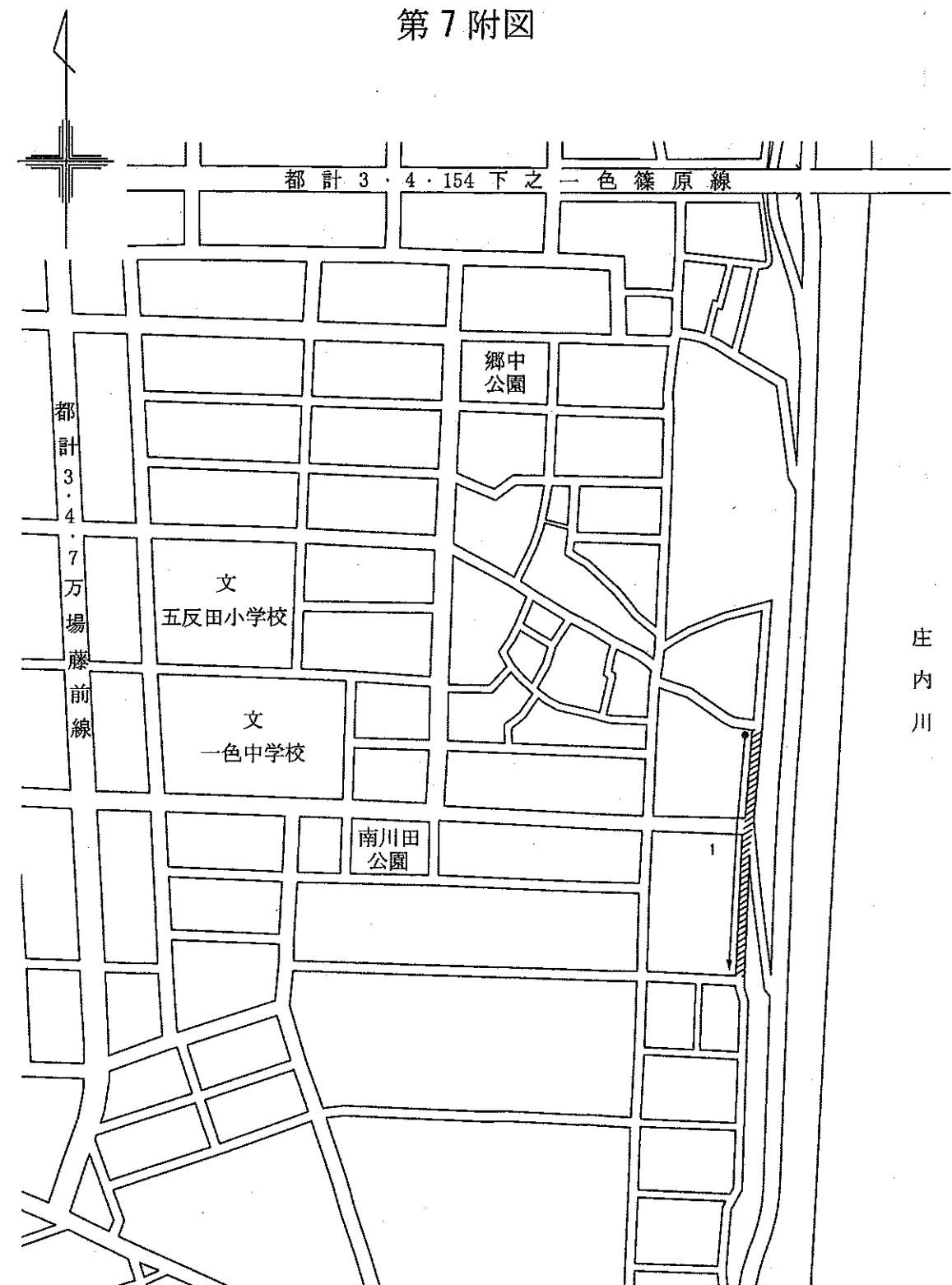
第6附図



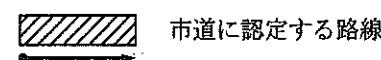
凡例

市道に認定する路線

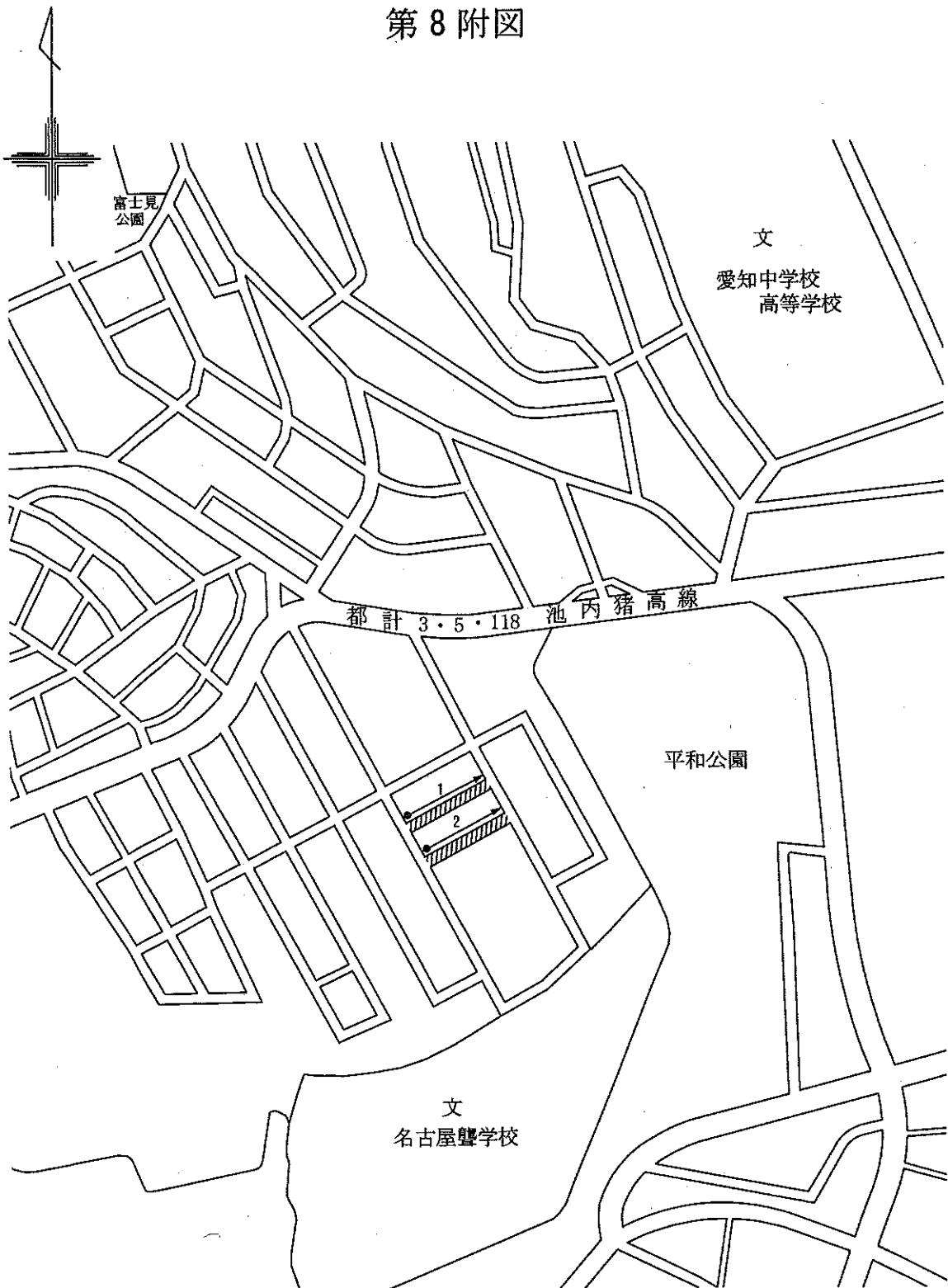
第7附図



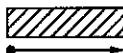
凡例



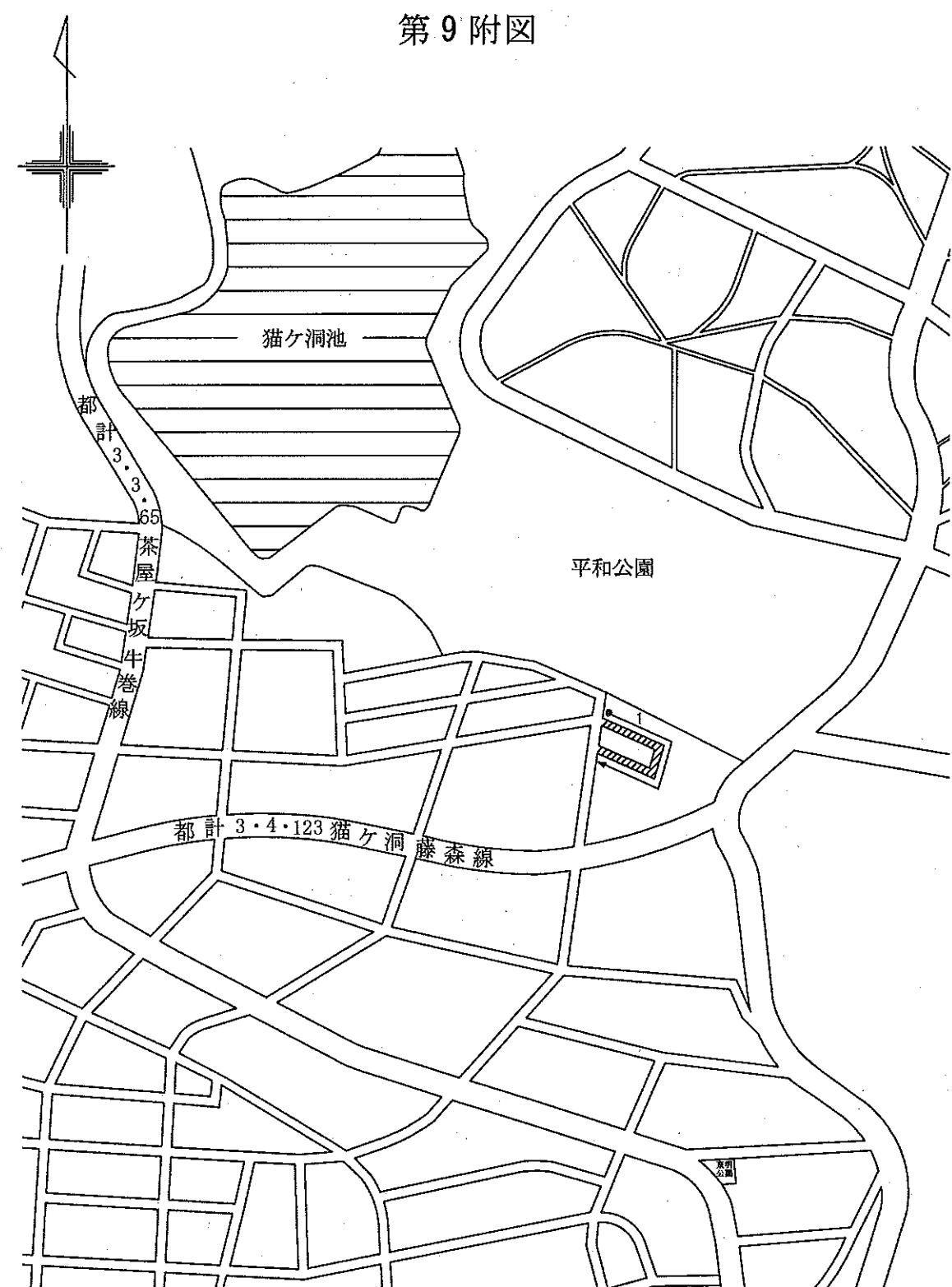
第8附図



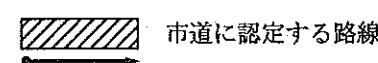
凡 例

 市道に認定する路線

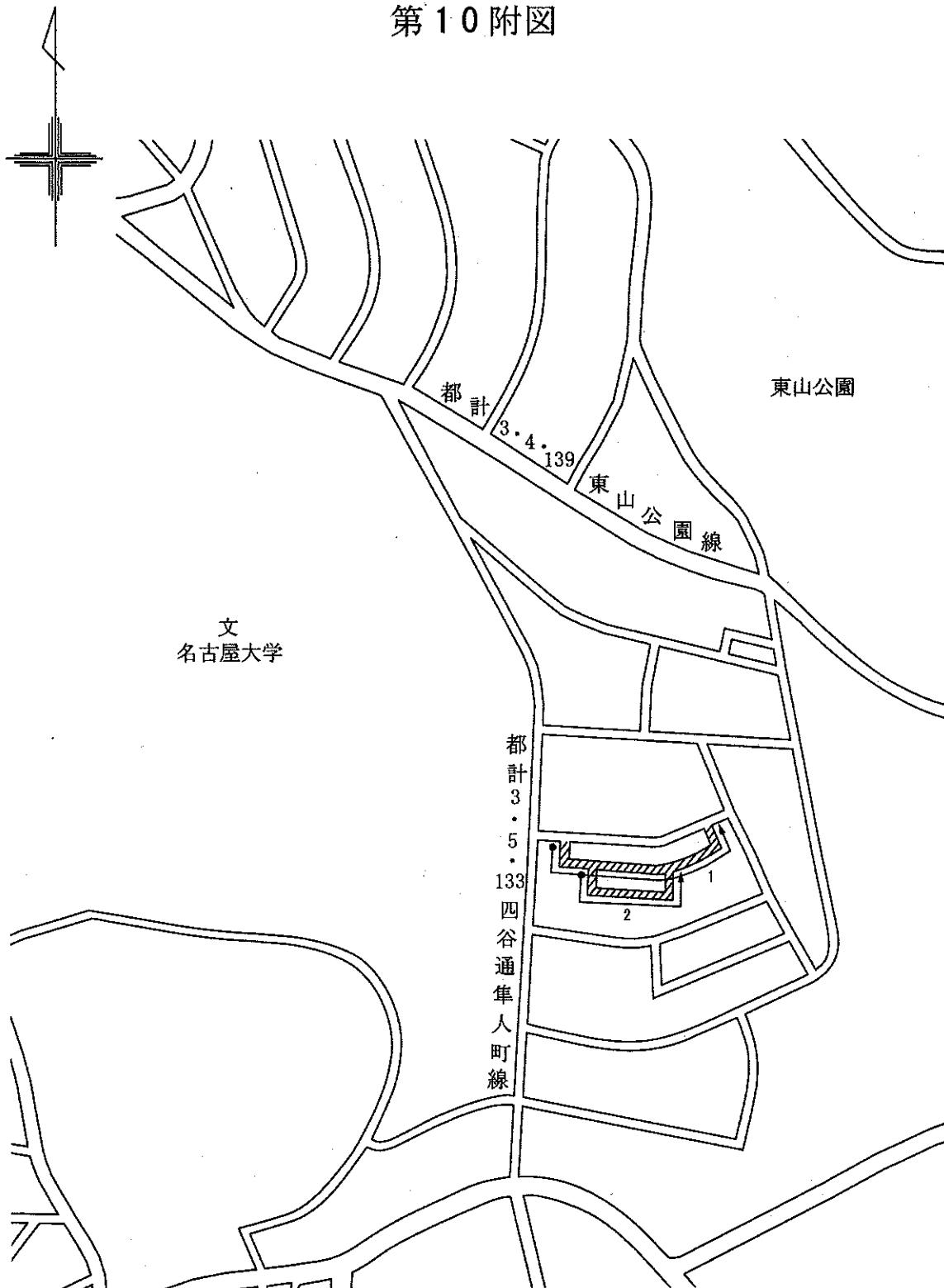
第9附図



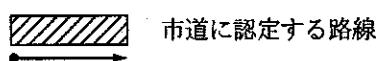
凡例



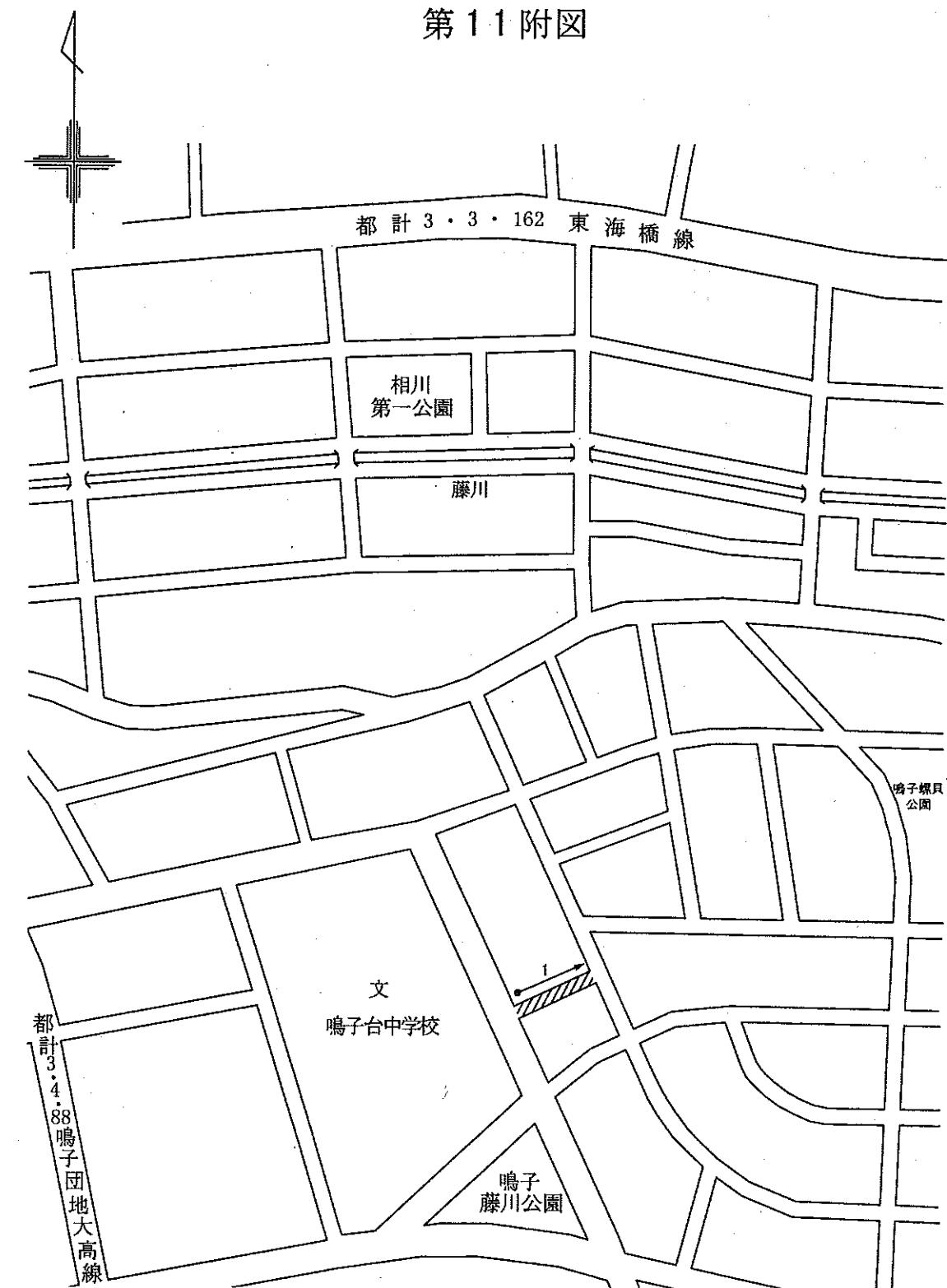
第10附図



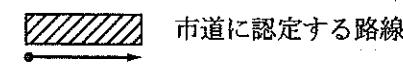
凡例



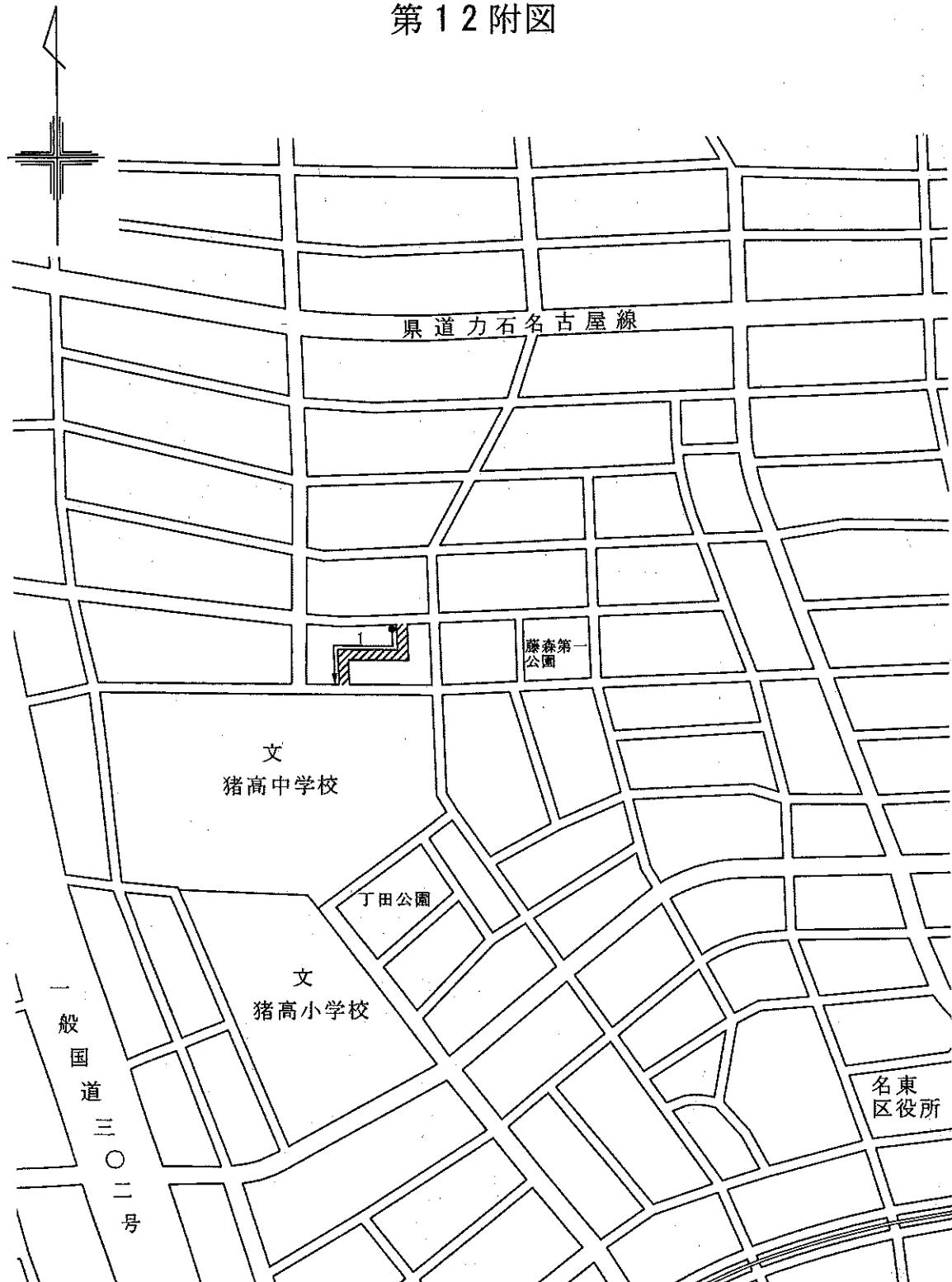
第11附図



凡例



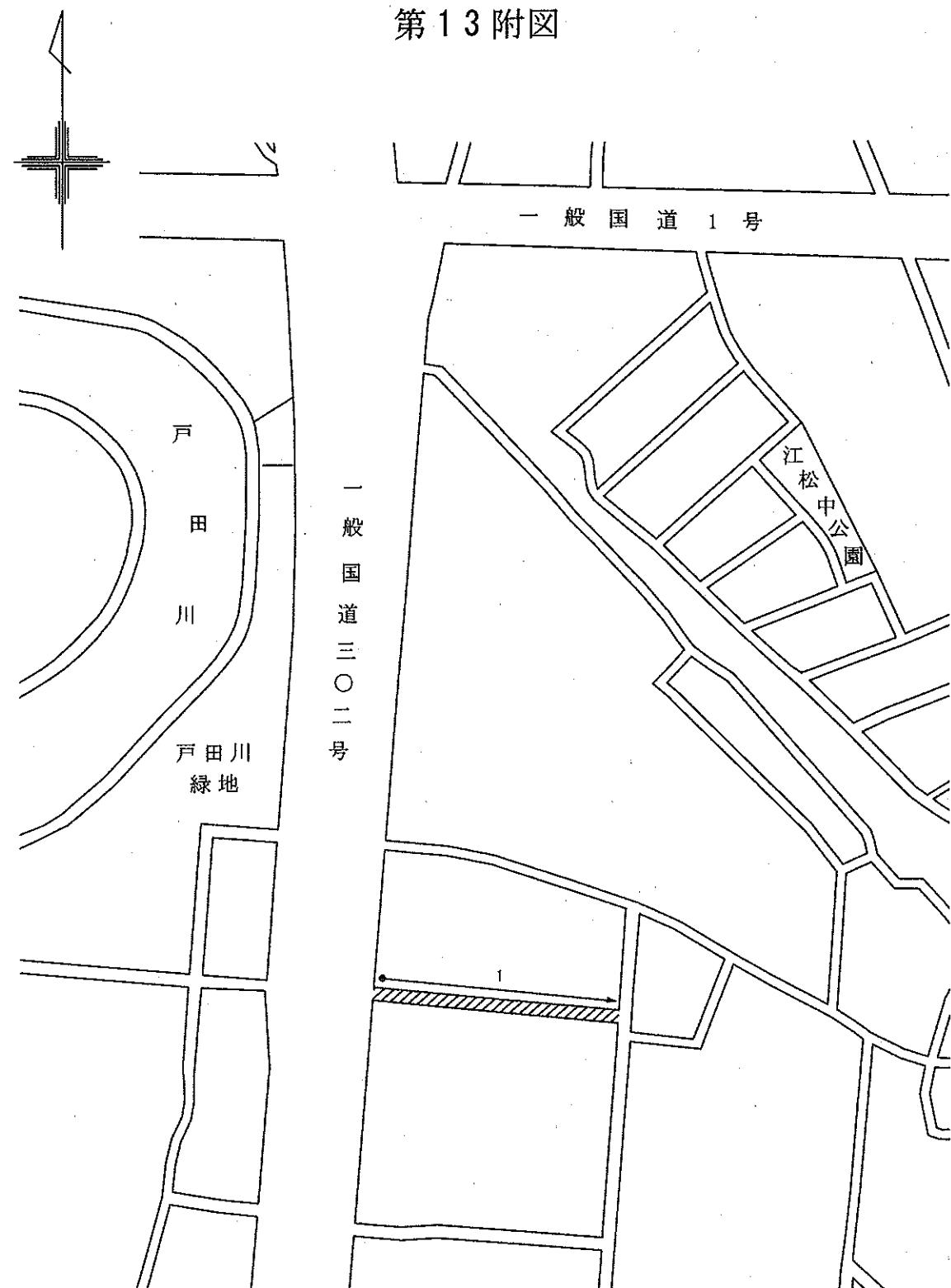
第12附図



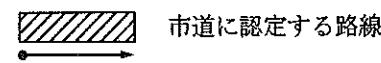
凡例

市道に認定する路線

第13附図



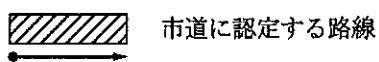
凡例



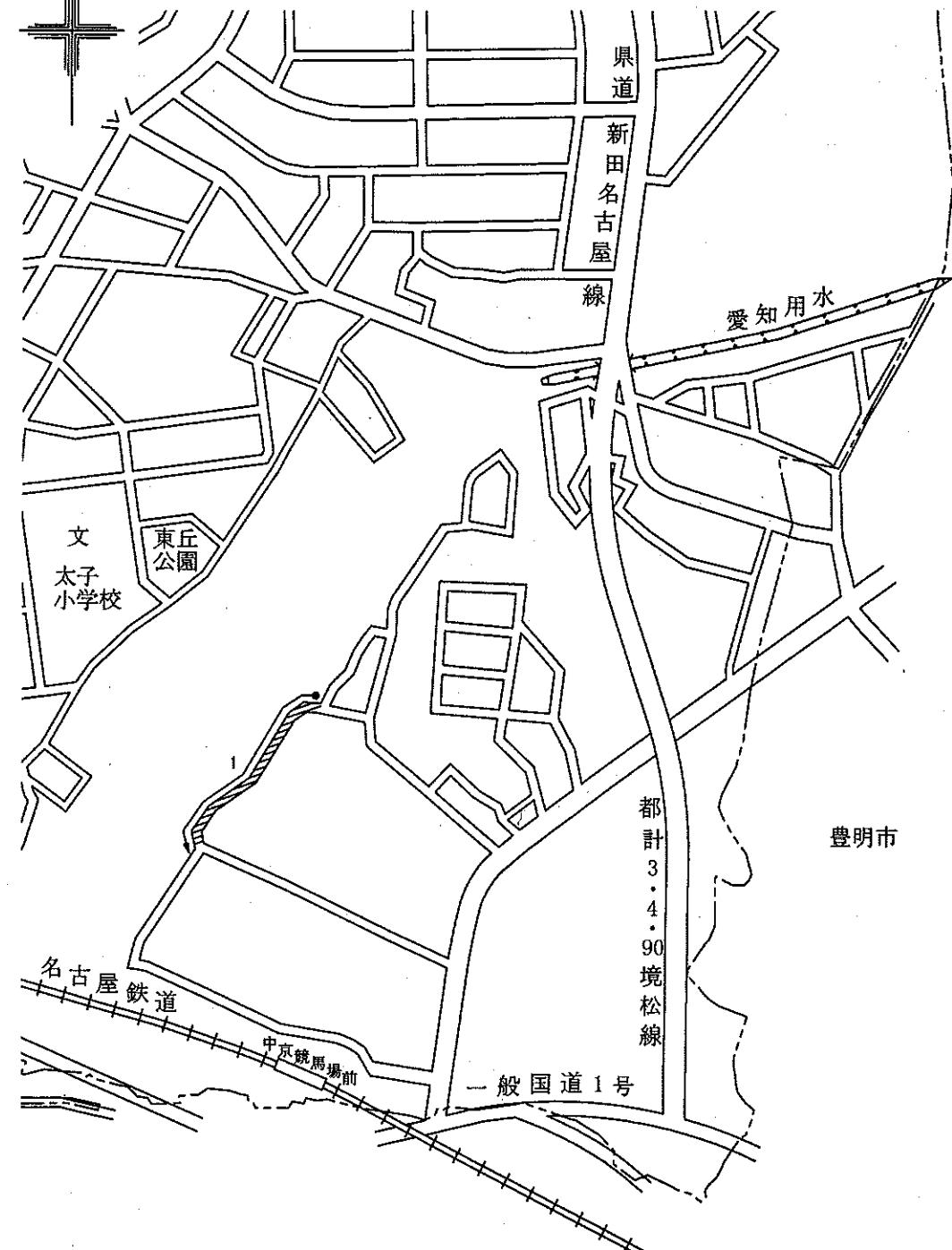
第14附図



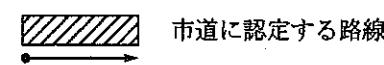
凡例



第15附図



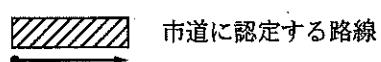
凡例



第16附図

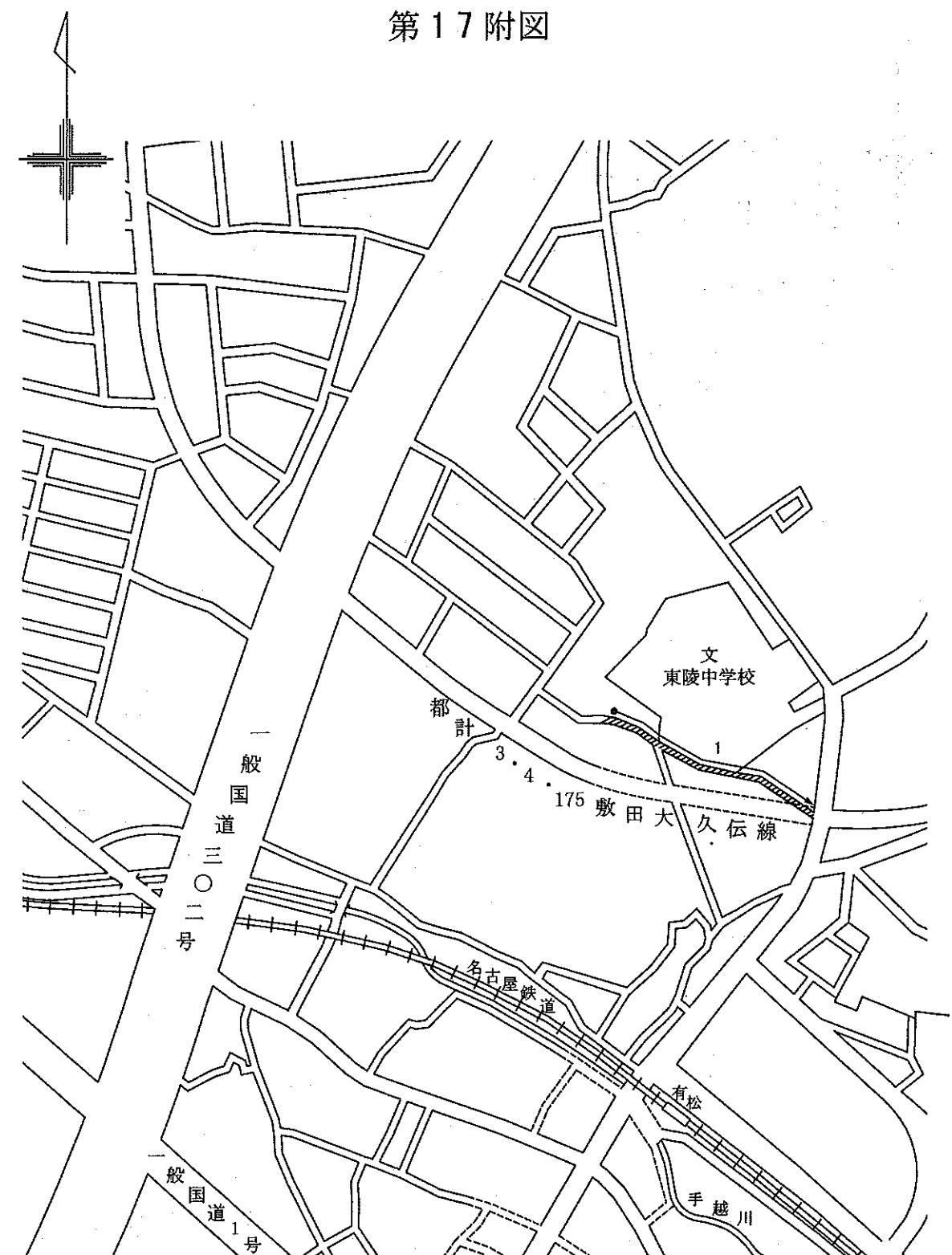


凡例

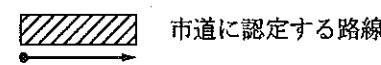


市道に認定する路線

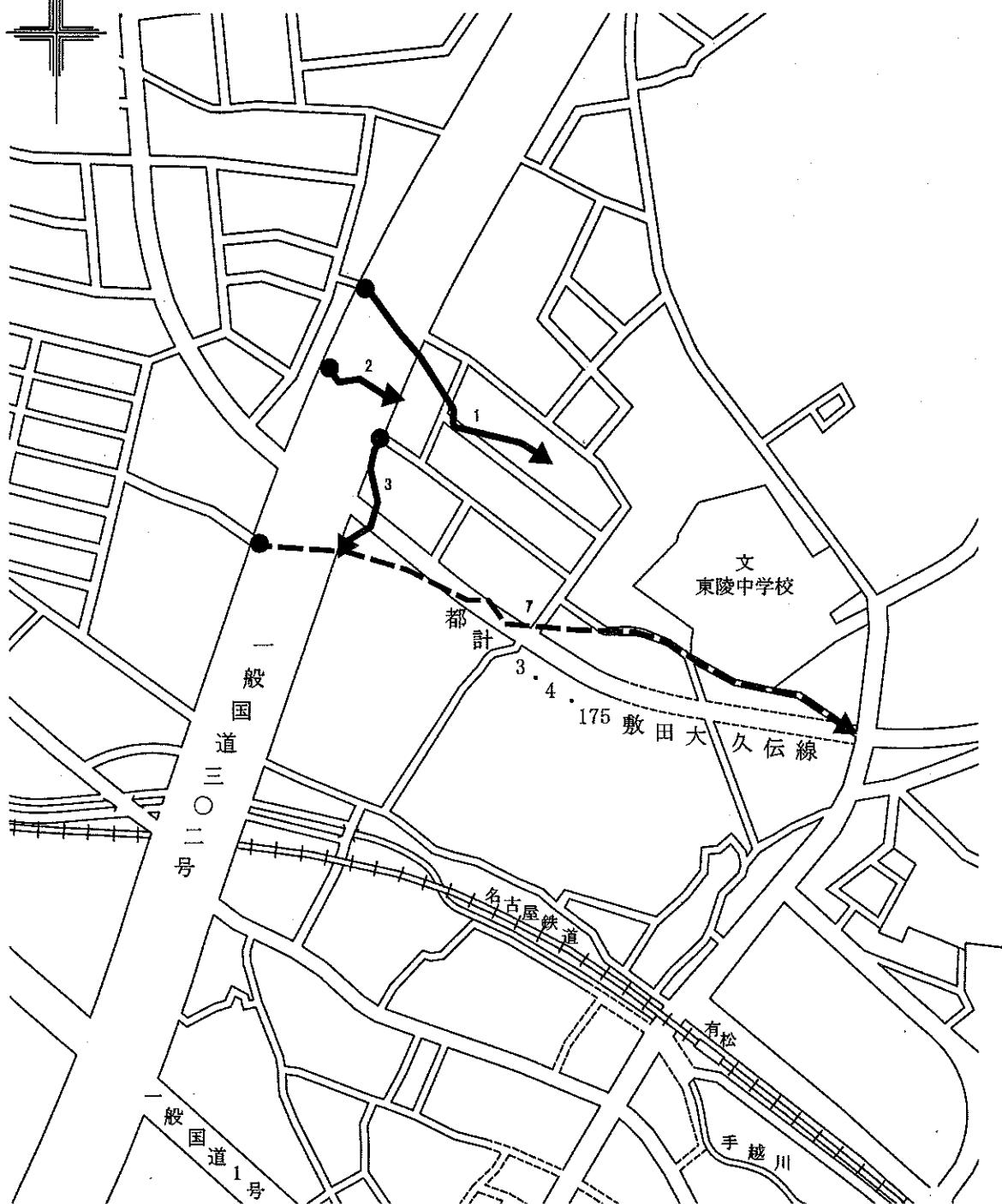
第17附図



凡例



第18附図

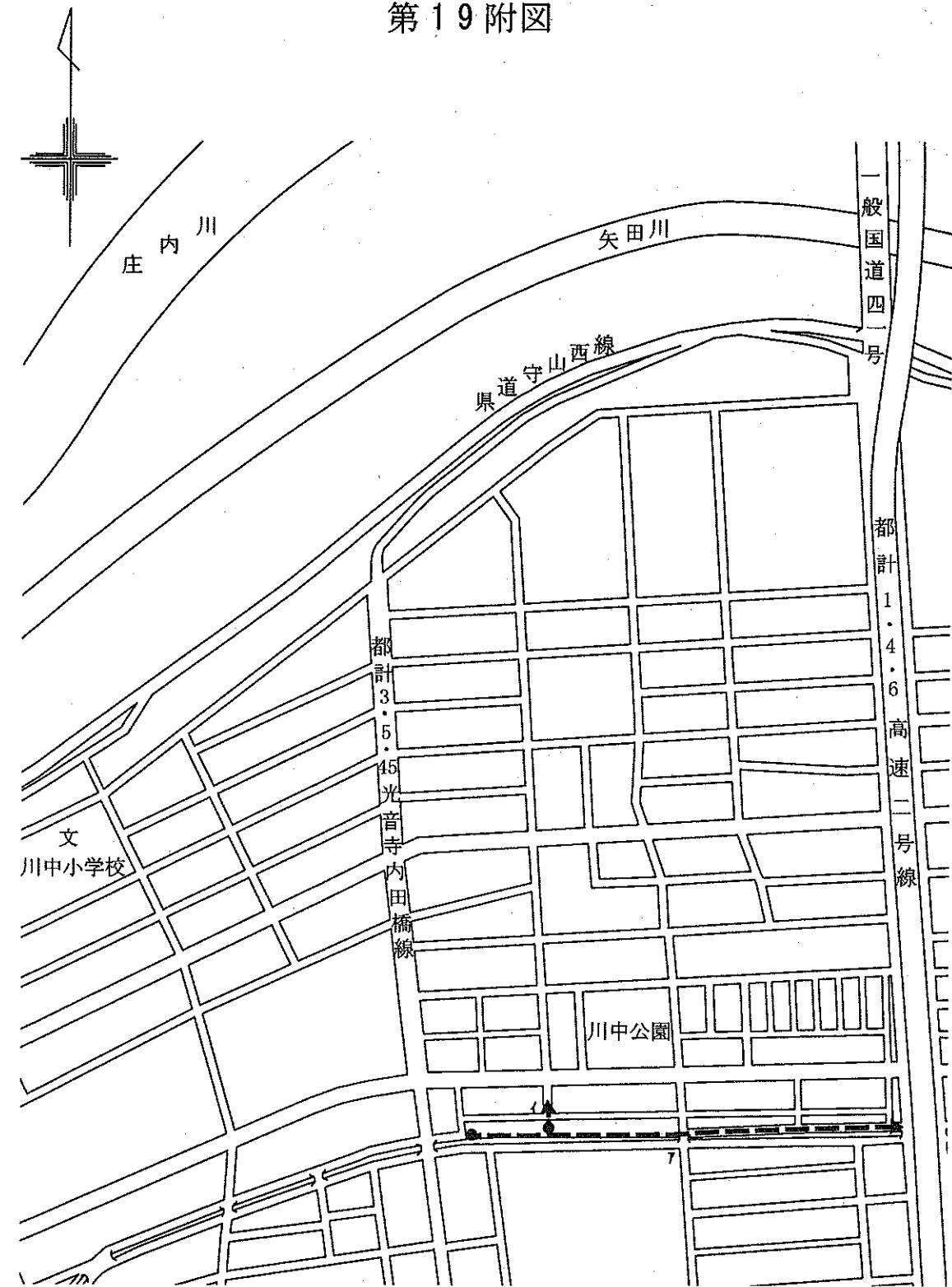


凡例

→ 一部廃止する路線

→ 廃止する路線

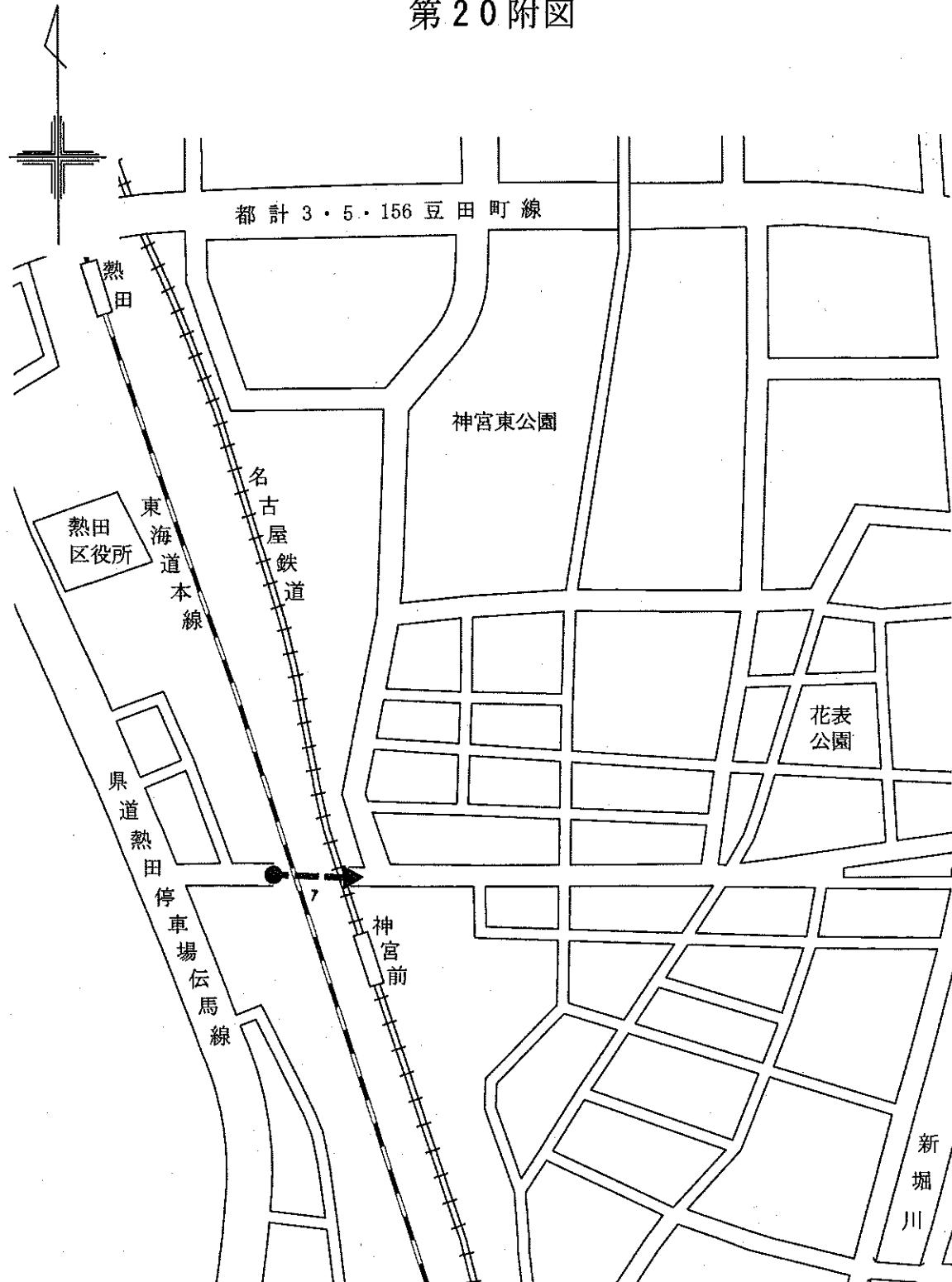
第19附図



凡 例

→ 一部廃止する路線

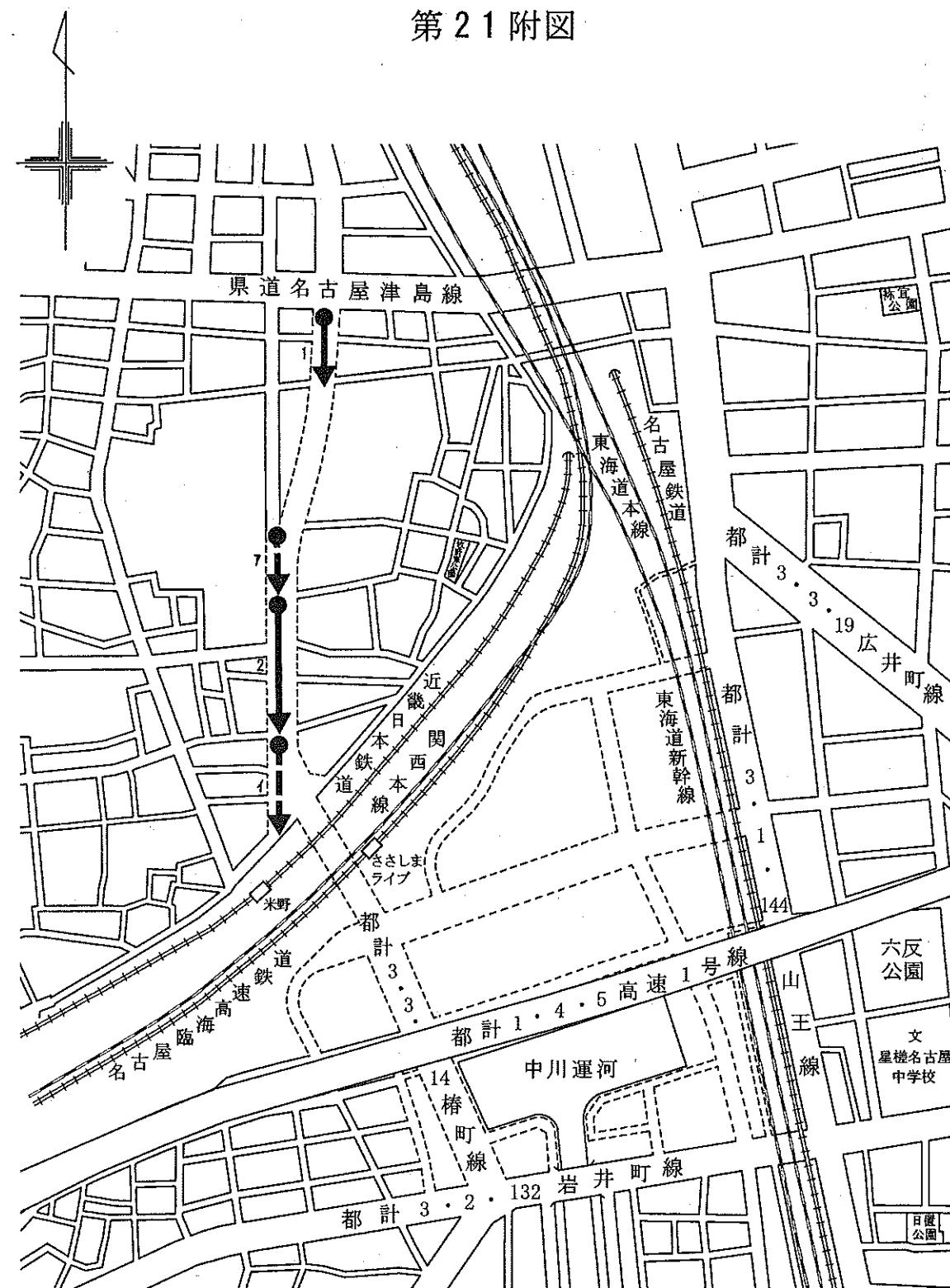
第20附図



凡 例

→ 一部廃止する路線

第21附図

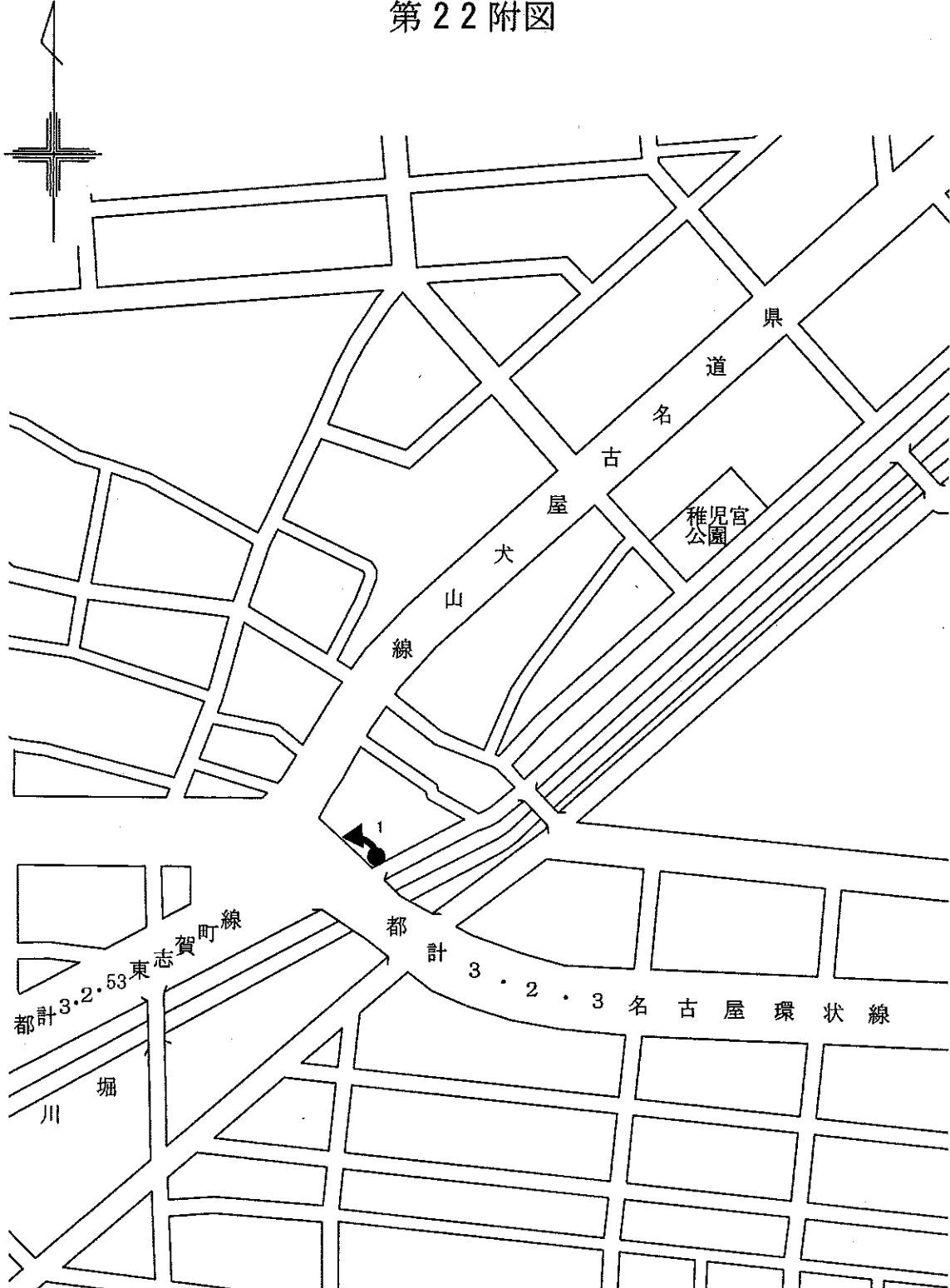


凡例

●—→ 一部廃止する路線

●→ 廃止する路線

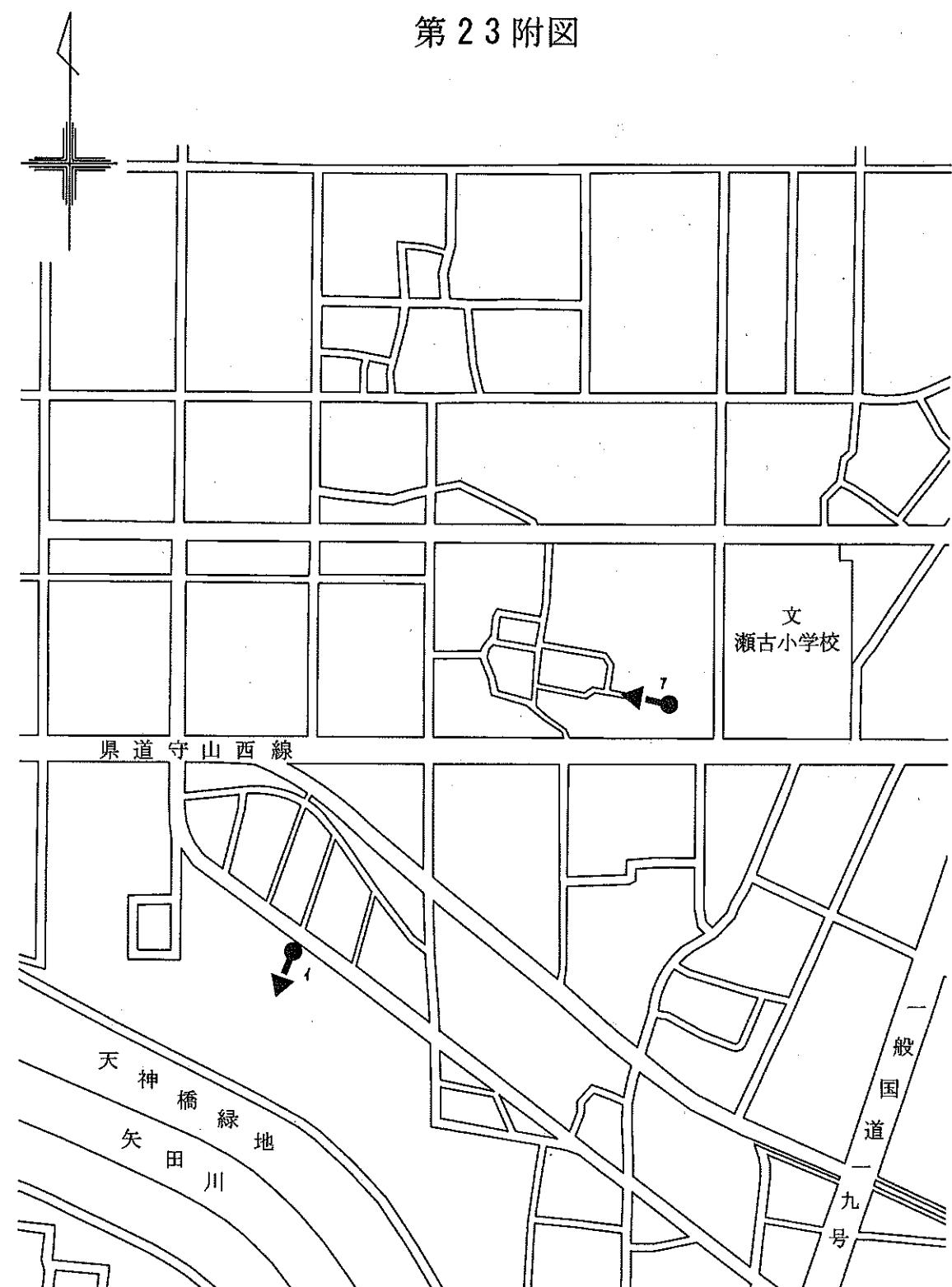
第22附図



凡例

→ 廃止する路線

第23附図



凡例

●—→ 一部廃止する路線

(参考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

平成30年第81号議案

整備計画の変更に対する同意について

昭和45年第190号議決（昭和45年9月30日議決）に基づき同意した、本市の管理に係る指定都市高速道路を新設して、料金を徴収する名古屋高速道路公社施行の事業について、その整備計画の一部を別紙のとおり変更することに同意するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

(理由)

この案を提出したのは、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第2項の規定により、名古屋高速道路公社の整備計画の変更の申出に同意することについて、議決を経る必要があるによる。

別 紙

名古屋高速道路公社から同意を求められた整備計画の変更事項

その他必要な基本的事項

変更前 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

- (1) (略)
- (2) 完成予定年度 平成30年度

変更後 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

- (1) (略)
- (2) 完成予定年度 平成32年度

(参考)

参 照 条 文

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）抜すい

（地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築）

第12条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(1) 政令で指定する人口50万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

(2) 道路法第48条の2第1項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 整備計画

(2) 工事実施計画

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 }
5 } (略)

6 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項の整備計画又は第4項

第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7
8 } (略)

(指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第13条 地方道路公社は、前条第1項の許可（同条第6項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2
3 } (略)

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

平成30年諮問第1号

行政財産の使用許可に関する審査請求について

下記要項により、行政財産の使用許可に関する審査請求があつたので、この審査請求を棄却したい。

上記のことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の7第2項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 審査請求人所在地並びに名称及び代表者氏名

名古屋市名東区藤が丘143番地

株式会社東名サービス

代表取締役 柴 田 哲 文

2 審査請求年月日

平成29年5月19日及び同年7月28日

3 審査請求に係る処分

(1) 名古屋市高速度鉄道第1号線高架下用地の一部に係る平成29年4月1日から平成30年3月31日までを期間とする行政財産使用許可申請に対し、名古屋市交通局長（以下「処分庁」という。）が許可条件を付した上、使用許可期間を平成29年4月1日から同年6月30日又は同年9月30日までとした同年3月31日付けの一部許可処分（以下「処分1」という。）

(2) 処分1で使用許可期間を平成29年6月30日までとされた範囲に係る同年7月1日から平成30年3月31日までを期間とする行政財産使用許可申請に対し、処分庁が許可条件を付した上、使用許可期間を平成29年7月1日か

ら同年9月30日までとした同年6月30日付けの一部許可処分（以下「処分2」という。）

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分1及び処分2（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 別紙図面の範囲1、2、4及び5について、過去に処分庁が審査請求人に対して店舗等の事業者との間で原状回復を目的とした法的手続等の手段による取組をし、また、建物の壁が共通であるという技術的問題が解決されない限り原状回復を完了する必要がないと明示していたにもかかわらず、それらの方針が覆されている。加えて、著しく短い期間での使用しか許可しておらず、著しく不合理な処分である。

イ 別紙図面の範囲3について、耐震補強工事の資材置場にするとの理由から、建物等を設置することが認められなかったが、過去に処分庁から審査請求人に対してされた説明によれば、建物等の設置が認められなければならない。

ウ 「高架構造物の耐震補強工事が実施できるように、使用者等の建造物等の構造調査を使用者の負担で行わなければならない。」と定めている行政財産使用許可書（不許可書）の条項について、行政財産たる土地についての使用許可であるから、高架構造物とは別個独立のものに対し、構造調査の費用負担を義務付ける根拠はない。

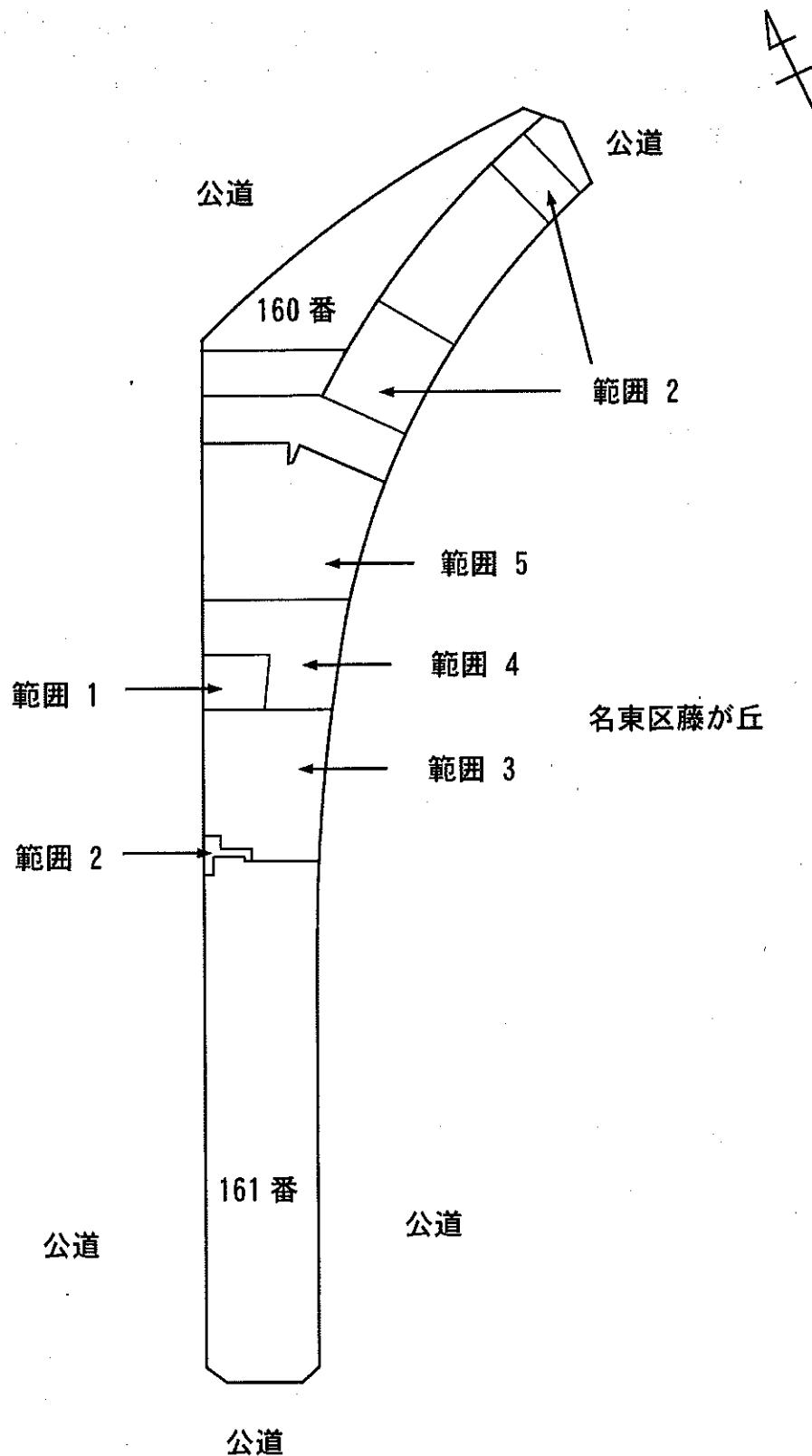
5 棄却しようとする理由

(1) 行政財産の目的外使用の可否については、その使用許可申請の時点の状況に応じて、地方自治法第238条の4第7項及び名古屋市交通局公有財産規程（昭和52年名古屋市交通局管理規程第20号）の規定に基づき判断されるものである。

(2) 公共交通機関の利用者の安全の確保及び災害からの早期復旧は施設管理者としての責務である。南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、とりわけ多くの者が利用する名古屋市高速度鉄道において、その緊急性は高く、速やかに耐震補強工事を行うことが必要と判断されたものである。

- (3) 別紙図面の範囲1、2、4及び5について、審査請求人は、技術的問題が解決されない限り原状回復を完了する必要がないと明示されたと主張しているが、処分庁からは、「行政財産上に設置された建造物等のみを壊すことができない理由を書面により名古屋市交通局に説明し、局が承認した場合」とする条件も併せて示されている。本件では、審査請求人からの理由書に対し、処分庁からは、理由として承認しない旨の回答がなされていた。
- (4) 本件各処分時点において、耐震補強工事の実施に伴い、本件審査請求のあった用地を長期間使用させることが工事の妨げになると判断して、短期の使用許可としたことは不合理とはいえない。
- (5) 別紙図面の範囲3については、当該範囲内に一部未施工の部分があり耐震補強工事の必要性があること、また、未施工である別紙図面の範囲1及び4に隣接している範囲3を、その工事を効率的に行うための用地として選定したことから、建物、設備等を設置しない用途とする条件を付したことには合理性がある。
- (6) 審査請求人の建造物等の構造調査を求める行政財産使用許可書（不許可書）の条項については、建造物の一体的な構造を理由に原状回復が困難であるとする審査請求人の主張に鑑み、審査請求人所有の建造物を撤去し、原状回復を行うための建造物の調査は審査請求人の責任において行うことを求めたものであり、不合理とはいえない。
- (7) 以上の検討の結果、本件各処分は行政上の必要性に基づき、必要と認められる限度において行われたものであり、著しく妥当性を欠き処分庁の裁量権を逸脱したものとまでは認められない。よって、本件各処分に違法性又は不当性はない。
- (8) なお、審理員意見書も同旨である。

別紙図面



(理 由)

この案を提出したのは、地方自治法第238条の7第2項の規定により、行政財産の使用許可に関する審査請求に対する裁決について議会の意見を求める必要があるによる。

(参考)

参 照 条 文

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 （略）

2 }
5 } (略)
6 }

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 }
9 }

（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）

第238条の7 （略）

2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 （略）

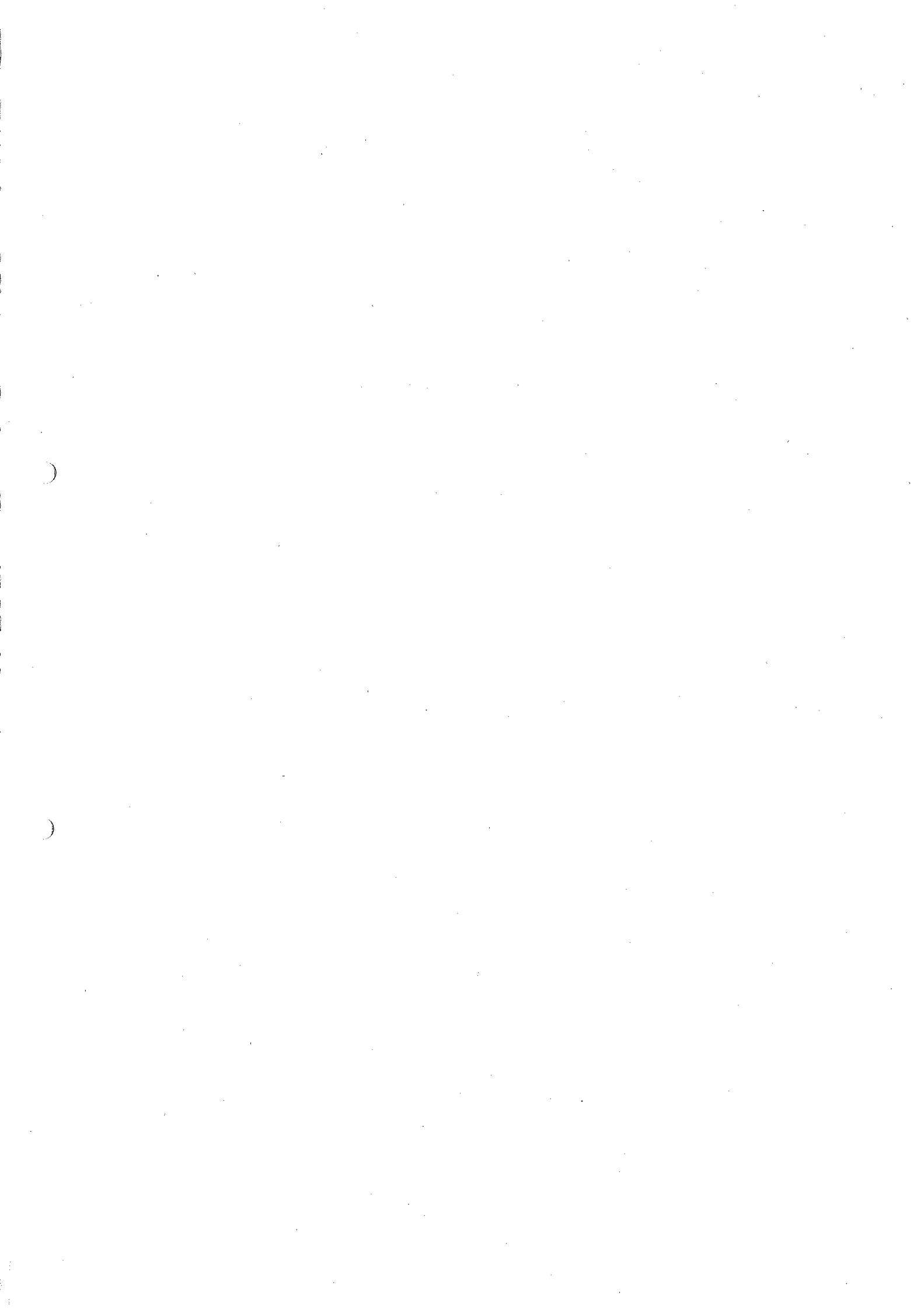
2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）抜すい

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 （略）

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 （略）



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。